

「森林・林業基本計画（案）及び全国森林計画（変更案）についての  
意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 5 月 27 日  
林 野 庁

(1) 概要

「森林・林業基本計画（案）」及び「全国森林計画（変更案）」について、以下のとおり意見・情報の募集を行った。

- ① 意見・情報募集期間：令和 8 年 4 月 27 日から令和 8 年 5 月 8 日まで
- ② 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載により実施
- ③ 意見・情報提出方法：インターネット又は郵送

(2) 提出いただいた御意見の件数・内訳

御意見の概要とそれに対する考え方の詳細は別紙に整理。

提出者数 86 人（個人、団体・法人）

意見総数 285 件

・御意見に対する処理結果の内訳

処理結果の区分	内訳
1. 趣旨を取り入れているもの	98 件
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	120 件
3. 修正するもの	17 件
4. その他、今後の検討課題等	50 件
合計	285 件

・御意見の該当箇所ごとの内訳

森林・林業基本計画	239 件
まえがき	11 件
第 1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	23 件
第 2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	17 件
第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	104 件
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	26 件
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	29 件
4 国有林野の管理及び経営に関する施策	6 件
5 その他横断的に推進すべき施策	3 件
6 団体に関する施策	2 件
第 4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	9 件
全般	9 件
全国森林計画	46 件
合計	285 件

※意見の数は重複を排除した値。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
まえがき	森林の多面的機能が、林業・木材産業の背景・付け足しに見える。冒頭は、森林の多面的機能から書き、その持続的発揮には林業が、その林業の健全な発展には木材産業が重要な役割を果たしているという順番にすべきではないか。	環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まり、国産材への期待が高まっている中、需要を捉えた国産材供給を行うことで林業・木材産業を成長させていくことが、森林の多面的機能の発揮につながるから、こうした内容が伝わるよう記載しました。一方で、気候変動等による山地災害の発生など新たな危機が発生しており、これへの対応の観点からも、森林の公的機能の発揮を図ることは全ての施策の前提であるとの認識です。
まえがき	専ら木材利用のために再造林を進めると見える。保続の確保が先ではないか。	第1-2-(2)オの記述のとおり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地については、将来にわたり森林資源の循環利用を進めるとし、適正な伐採と再造林の確保を図る考えであり、森林資源の保続やその持続的利用等に向け、再造林を推進することとしています。
まえがき	持続的な林業生産が空間的にも時間的にも多様な森林の形成につながる理由が不明瞭なので、具体の例示などを追記してはどうか。 また、ネイチャーポジティブの実現に結び付けるのであれば、あえて「林業生産」と「生産」に限定した表現とするのではなく『森林の整備及び保全と林業』あるいは、『林業(活動の営み)』などと表現した方がよい。	空間的・時間的に多様な森林の形成については、第2-2-(4)イ(ア)の記述のとおり、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く存在する状態を目指すこととしています。 また、ネイチャーポジティブの実現に向けて、天然林の保全管理だけでなく、林業生産活動も貢献していることがわかるよう、このような記述としています。
まえがき	「成長産業」という文言は、現行の基本計画に改訂した際、意図的に使うことを止め、産業振興に留まらないもっと広い概念として、「グリーン成長」が掲げられたと理解している。 今回、産業に全面的に寄せて書かれるのは後退に見えかねないと感じる。「林業・木材産業が成長産業として持続的かつ健全に発展することは」、現行計画の『林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることは』に戻した方がよいのではないかと。 また、第1-2-(1)では、森林・林業・木材産業の好循環を生み出すことが、「グリーン成長」の理念をどのように「発展的に」引き継ぐものであるのか不明瞭に感じる。この表現では、以前より内容が産業に矮小化して見え、「発展的に引き継ぐものである」は事実誤認的で不適切に感じる。	林業生産を持続的に行うことは、「ネット・ゼロ」や「ネイチャーポジティブ」の実現に寄与し、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受することにつながるだけでなく、地方に豊かさをもたらすことや産業競争力強化・経済成長の実現にもつながると考えており、このような記載としています。 また、森林・林業・木材産業の好循環については、林業・木材産業の成長といった産業面だけでなく、気候変動や生物多様性といった地球規模の課題に対して、幅広い関係者が相互に連携してはじめて達成できるものであることから、現行の基本計画における「グリーン成長」の理念を発展的に引き継ぐものだと考えています。 こうした理念について、多くの国民に理解してもらうため、丁寧に説明していく考えです。
まえがき	「ようやく訪れた木材利用の好機」とあり、なぜ好機なのかの理由が後段に出てくるため、順序を変えてはどうか。	御意見の記載箇所の前のパラグラフで、建築物の木造化に向けた環境が整ってきている旨を説明しており、このことが木材利用の好機であると考えています。
まえがき	「幅広い木材需要を満たすために、林業経営の採算性と持続性を高める必要がある」といった表現は、木材需要を満たすことのみが基本理念であるかのように見え不適切である。持続的に供給できる量を念頭に、これらの資源を活かしていく旨を記載すべきである。また、その直後にAIやICTが出てくるが、あまりに唐突ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  このような中、この豊富な人工林資源を持続的かつ最大限に活用し、幅広い木材需要を満たすためにも、様々な段階において効率化を進め立木価格の向上を図るなどにより、林業経営の採算性と持続性を高める必要がある。  なお、その後にAIやICTの活用等を通じた効率性の向上について記載しているのは、省力化・生産性向上が立木価格の向上に向けた手段の一つであると考えているためです。その具体的内容については、第3-2-(1)ウや第3-5-(1)に記述しています。
まえがき	「ウッドショックにより輸入材調達リスクが顕在化した。こうした中、国産材のサプライチェーンの構築を図る」は、「ウッドショックにより輸入材調達リスクが顕在化した。このため、国産材のサプライチェーンの構築が必要かつ重要である」のように修正すべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  こうした中、幅広く需要を創出すると同時に、そこから得られた利益が森林所有者を含む川上・川中・川下の関係者に適切に還元される構造の確立に向けて、国産材のサプライチェーンの構築を図ることが重要であり、このことは木材の持続的な供給の確保を通じて我が国の社会経済の長期的な成長にも寄与するものである。
まえがき	P2・8行目のパラグラフに関しては、これらを誰が中心となって担うのかを明記すべきである。なお、現行の基本計画で掲げたグリーン成長は、サーキュラーエコノミーよりも踏み込んだ、時代を先取りした森林・林業ならではの概念であったと理解している。グリーン成長との関係を書くことで時代を先取りしてきたことを記してはどうか。	御意見の記載箇所については、第3-3-(3)に政府が講ずべき施策を記載しています。 なお、第1-2-(1)の記述のとおり、森林・林業・木材産業の好循環を生み出すことは、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長・発展させる「グリーン成長」の理念を発展的に引き継ぐものであると考えています。
まえがき	「気候変動等の影響」で「地震」は違和感がある。	第1-1-(3)オの記述のとおり、気候変動等に伴い激甚な山地災害等が相次いでおり、令和6年の能登半島地震・豪雨についてもその一事例であることから、このような記載としています。
まえがき	P2・27行目で「このため」とあるが、前述の何を受けているのか不明瞭に感じる。特に「幅広い民間投資」が、資源の循環利用や里山林等の利活用には係らず、治山を含む防災及び国土強靱化の手段の1つなどとして突然出てくることに違和感がある。「幅広い民間投資も活用し」はここでは削るべきではないか。	まえがきの記述のとおり、環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっている中で、幅広い民間投資を呼び込み、森林の整備や保全や木材需要の拡大を進めることが重要と考えています。 加えて、防災及び国土強靱化の観点からの森林整備、病虫害・鳥獣害対策、花粉の少ない森林への転換の加速等において、民間企業の資金・人材をもとにした活動が見られ、こうした動きも活用していくことを記載しています。
第1-1-(1)前基本計画に掲げた目標の進捗状況 第1-1-(2)前基本計画に基づく主要施策の評価と課題	「林業適地で主伐後に天然更新が選択された」は「林業適地で人工林の主伐後に天然更新が選択された」と記載した方がよい。天然林の主伐についての誤解を生じる恐れがある。計画案全般にわたり、文脈上、人工林の話であることが明らかな場合以外は、「人工林の主伐後に」と記載した方がよい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  林業適地において人工林の主伐後に天然更新が選択された

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価と課題	生物多様性保全の文脈で「持続可能性を確保した木材の供給が求められる」を使用する場合、両者のつながりを明らかにする観点から、「生物多様性の保全を含め持続可能性を確保した木材の供給が求められる」と記載すべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  生物多様性の保全も含め、持続可能性を確保した木材の供給が求められる中、当該見直しを反映した森林経営計画の作成等を促進することが今後の課題である。
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価と課題	「構造用製材の格付率が令和6年において3割にとどまり、特に製材分野で認証が進んでいない。」について、構造用製材に製材分野以外のものがあるよう誤解されるおそれがあるため、「構造用製材の格付率が令和6年において3割にとどまっているように、特に製材分野で認証が進んでいない。」と記載すべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  構造用製材の格付率が令和6年において3割にとどまっているように、特に製材分野で認証が進んでいない。
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価と課題	第1-1-(2)において、大規模災害時の対応に向けた木質仮設機材の確保とストックヤード設置を課題として位置づけるべきである。	御意見の箇所は現行の基本計画に基づく施策の評価を中心に記載しているため、当該箇所に大規模災害時の対応に関する記載はしていませんが、東日本大震災後に設立された(一社)全国木造建設事業協会では、大規模災害発生後に木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、地方公共団体と災害時の協力を必要とする事項等を定めた災害協定の締結を進めており、令和7年3月までに、45都道府県及び11市と災害協定を締結するなど、応急仮設住宅における木材の活用に向けた取組が進んでいます。 なお、第3-3-(2)ア及び第3-3-(3)エの記述のとおり、製品保管庫等の整備によるストック機能の強化や、仮設住宅等の更なる木造化に向けたユニット化や施工技術の向上等を促進することとしています。
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価と課題	効率的施業森林区域の制度開始から4年も経過し、制度は十分に浸透しているはずだが、設定数値が低いのは他に要因があるのではないかと、効率的施業森林区域設定の基盤となる地位の見直しは市町村段階では行われていないのが要因ではないか。地位の見直しには、CHM主林木樹高の把握が不可欠であるため、第3-1-(2)アに、「レーザ計測による森林資源情報を活用した地位(級)区分の見直し等を進め、効率的施業森林区域などの設定の積極的な設定を推進する。」旨の、地位(級)区分の見直し等を行う記述が必要ではないか。	効率的施業森林区域では皆伐後には原則植栽による更新を行うこととしていることから、設定に当たっては、制度の周知に加え、森林所有者との調整期間が必要となる場合もあることから、取組が緒に就いたばかりであると評価しているところ、第3-1-(1)アの記述のとおり、施策の重点化等により取組を促進する考えです。 なお、航空レーザ計測を活用した地位級区分の見直しについては、「航空機LiDARデータを使った地位指数分布図の作成の手引き」(令和4年林野庁作成)の公表等により取組を進めているところ、第3-1-(1)ウの記述のとおり、こうした取組も含め、レーザ計測等の解析成果を活用した森林資源情報等の精度向上を図る考えです。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	林業適地の条件に「集落からの距離が近い」ことを挙げていますが、林業における路網整備や皆伐は、地形変化による山地災害の発生リスクを高める場合があるため、林業活動によって山地災害が発生した場合には、人命にかかわる被害が発生しやすいことが懸念される。全国森林計画においても同様に記載があり、「山地災害の発生する危険性が高い集落に近接した森林」は「林業適地である」と解釈することができるため、このままの案では問題があると思われる。林業適地の条件としては、「集落からの距離が近い」とより「傾斜が緩い」というような条件を取りあげの方が適切であるので、林業適地に関する記述の修正を提案する。	効率的に森林の整備及び保全を進めるためには、傾斜等の自然条件だけでなく、施業地までの到達のしやすさの指標となる車道や集落からの距離といった社会的条件も、林業適地の判断に当たって重要な要素となると考えています。その上で、山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を期待する森林では、伐採に当たり皆伐の回避を図ることとしています。 具体的には、森林・林業基本計画(案)の第3-1-(7)アの記述のとおり、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出防備保安林等に適切に指定するとともに、木材等生産機能の発揮と山地災害防止機能/土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林については、第2-2-(4)イ(イ)アの記述のとおり、自然条件等に応じて伐期の延長や帯状等の伐採による皆伐の回避を図ることとしています。 また、施業の具体的な指針となる全国森林計画(変更案)においては、II-1-(1)の記述のとおり、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要を集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えようとするとともに、第5表の記述のとおり、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進することとしています。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	持続可能な森林経営を可能とする立木価格の形成、再造林をはじめとする森林資源の循環利用に向け、国として施策を講じるべきである。	第3の全般に記述しているとおり、造林から素材生産、流通、加工の各段階における省力化・生産性向上や、価値の高い木材製品の需要創出と併せて、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直し等を進めます。あわせて、木材の販売側と購入側の双方におけるコスト構造の理解や、合法性及び持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけ、持続可能な木材取引を推進していく考えです。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	市場価格の低下など経営の不安定化を助長するため、行政による生産増大の誘導は適切でない。	第1-2-(2)アの記述のとおり、木材の環境貢献の見える化や、JAS構造材等を活用した建築手法やCLTの普及等により、更なる木材需要を創出するとともに、国産材比率の低い部材等を中心に、国産材の利用を促進することとしています。あわせて、内装材等の付加価値の高い製品の開発・普及や、土木分野等への木材利用、木材製品の輸出拡大等も推進することとしています。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	単なる消費の拡大ではなく、世代を超えて「長く大切に使える」資源の供給を第一とした計画とすべきである。	第2-3の第3表に掲げる「用途別の木材利用量の目標」とおり、長く使える建築用材等を中心に国産材供給・利用量を増加させることとしています。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	林業適地についても、地域のニーズを踏まえて、侵入広葉樹を活用した針広混交林化等による天然林の移行を図ることを選択肢にできるように記載した方が良い。	第2-2-(4)イ(ア)の記述のとおり、基本的な考え方として、人工林について、林業適地は植栽による確実な更新により人工林を維持するとともに、林業適地以外では針広混交林化等により天然林への移行を進めることとしています。その上で、第2-2-(4)イ(イ)aの記述のとおり、人工林において、発揮を期待する機能を踏まえ、自然条件等に応じて、伐期の延長や帯状等の伐採等を進めることとしています。 発揮を期待する機能に応じたゾーニングについては、地域のニーズも踏まえつつ、全国森林計画(変更案)に記述している、公益的機能別施業森林や効率的施業森林区域の設定等に取り組む考えです。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	集落の維持を「不可欠」とする記述には反対。「不可欠」としてしまっは一部集落を維持しない戦略的な環境維持などが本計画では取れなくなってしまう。現実にもすぐわかないこと、「百年」を掲げる計画において施策の自由度を著しく損なうことから、集落の維持は志向しつつ、必ずしも維持すると決めつけない記載を勧める。	第1-2-(2)エの記述のとおり、「山村地域には山や森林と深く結びついた貴重な伝統文化や習俗等が引き継がれている。また、山村地域は、森林の有する多面的機能の発揮を支える林業従事者の生活基盤としても重要な地域である。こうした山村地域について、人口減少と少子高齢化が進行する中、自立的かつ持続的な発展を図るためには、森林資源を最大限に活用して集落を維持していくことが不可欠である。」と考えています。山村地域の自立的かつ持続的な発展は引き続き重要な課題であると認識しており、その実現に向けて、森林資源を活用して集落を維持していくことが不可欠であることを記述したものです。本記述を踏まえ、山村地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいります。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	「強靱な国産材サプライチェーンの構築」については、過去の過伐への後年の批判も鑑み、地域の資源の状況から持続的に出し続けられる量を勘案する旨を明記すべきである。	第1-2-(2)カの記述のとおり、林地保全や生物多様性保全等が図られた適正な伐採と更新を確保し、木材の持続的かつ安定的な供給や調達がなされるよう、持続可能性を確保した木材に関する情報等を共有し、相互理解を醸成することとしており、御意見の趣旨も含まれています。
第1-2-(2)林業・木材産業の成長の実現	「強靱な国産材サプライチェーンの構築」において、持続可能な木材に関する情報を明確化する観点から、「木材需給の動向や木材に係るコスト構造など、森林管理と木材生産過程での経済的、環境的、社会的側面に関する情報など、持続可能性を確保した木材に関する情報」と修正してはどうか。また、大阪万博の木材調達基準のような明快な基準を設定するように検討をすすめる旨記載してはどうか。	1点目の御意見については、「森林管理と木材生産過程における経済的、環境的、社会的側面に関する情報」を分かりやすく具体化するため、第1-2-(2)カに「木材需給の動向や木材に係るコスト構造、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況など」と記述しています。 2点目の御意見については、第3-3-(3)アの記述のとおり、持続可能性に配慮した木材の情報の種類や伝達手法、各関係者の役割等を整理した「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」(令和8年3月林野庁策定)等により、持続的な森林経営から生産された木材であることを示す取組を推進することとしています。
第1-2-(3)国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり	国産材消費に重きを置いた基本計画となっているが、政府の機能が特に期待されるのは、民間の経済活動だけではカバーできない部分の森林管理であり、基本計画ではこの部分の基本方針を明確にする必要がある。山地災害や獣害などの国民・住民の期待の高い課題と対応方針については、一応は触れているが、国産材の消費拡大の部分に比べてきわめて手薄である。これについての方針を拡充すべきである。	まえがきの記述のとおり、森林は水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であると考えています。このため、第1-2の記述のとおり、国民生活の安全・安心を根底から支えていくための対策を推進していく方針です。
第1-3-(1)現場の多様性を生かす施策の展開	森林、林業の置かれている実態を反映した基本計画としてほしい。	計画の検討にあたっては、事業者等の意見把握等により、森林・林業の置かれている実態の把握に努めてきたところです。また、第1-3-(1)の記述のとおり、現場の取組状況や関係者の声を常に幅広く把握し、それらを踏まえることにより、現場の多様性を生かした森林・林業・木材産業の発展が図られるよう施策を展開してまいります。
第1-3-(1)現場の多様性を生かす施策の展開	「多様な担い手」の中に、特色ある林業事業者や地域密着型事業者についても明確に位置付けるべきである。	第1-3-(1)の記述のとおり、林業経営を担う主体は、森林所有者や森林組合、民間事業者に加えて、木材産業関係者、建築業者、異業種から林業へ参入した者など多様化していることから、現場の取組状況や関係者の声を常に幅広く把握し、それらを踏まえることにより、現場の多様性を生かした森林・林業・木材産業の発展が図られるよう施策を展開してまいります。
第1-3-(2)新たな技術の積極的な活用	花粉症対策のためのゲノム情報は、ゲノム編集そのものが自然界に与える悪影響も未知数のため、より慎重な活用が望ましい。	林木育種の施策の推進にあたっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づいた適切な対応に加え、将来にわたって林木育種を進めるため、国立研究開発法人森林研究・整備機構第6期中長期計画に基づき、幅広い遺伝的変異を確保する基盤として次世代化に必要な育種素材や希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を収集していく考えです。
第1-4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点	現行の基本計画では、川下が儲ければ川中が儲かり、川中が儲ければ川上が儲かるというある種の予定調和論を否定し、基本法に則して森林の適正な管理と持続利用を掲げ、それに必要な保続、すなわち再造林につなげるという視点を全ての関係者が共有し、互いに「努力」することを求め、具体的な手法としてサプライチェーンの構築を掲げていたと理解しているが、今回の記述からは、そのような強い意志が感じられない。現行計画の表現に戻してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  川上・川中・川下の関係者においては、短期的な利益のみを追求するのではなく、木材を始めとする森林がもたらす価値を分け合う共生関係にあるとの視点を共有し、互いに協力して、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理、森林資源の循環利用を確保すべく努力することにより、将来にわたって共榮していくことを期待する。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	奥山の人工針葉樹林を以前のような広葉樹林に戻していくべきである。	第2-2-(4)イ(イ)の記述のとおり、人工林のうち、林業適地については、適切な間伐とともに、多様な伐期での主伐と植栽による確実な更新を図り、これを維持するとともに、林業適地以外については、帯状等の伐採による針広混交林化等により、天然林へ移行することとし、天然林の面積を増加させる目標としているところです。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	天然林への移行方法として「(自然条件等に応じて帯状等の)伐採」と「侵入広葉樹の活用」が掲げられているが、風散布種子での実施面積は多くないと思われるため、「侵入広葉樹の活用」を先に記述すべきである。また、「自然条件等に応じて帯状等の伐採」は、「周辺の天然林分布と母樹からの種子散布見込みに応じた伐区形状の設定と伐採」などに修正してはどうか。	天然林への移行については、帯状等の伐採により、侵入広葉樹の成長を促進させ、針広混交林化を進めるという手法も想定されることから、「帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用」という順番にしています。 また、「自然条件等に応じて帯状等の伐採」については、気候や地形、土壌を含めた自然条件等に応じて、帯状又は群状のような面的な伐採や、択伐のような単木的な伐採を選択することなどを想定し記述しており、また、伐採後の天然更新については、全国森林計画(変更案)のⅡ-1-(1)において「対象森林における前生稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮する」と記述していますが、こうした具体的な施策の基準については、地域の実情に応じた森林整備を進めていくことが重要であることから、これらの計画を踏まえてたてられる地域の森林計画(民有林の地域森林計画や市町村森林整備計画、国有林の地域別の森林計画等)において具体化を図ることとしています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	「整備及び保全の考え方」で、手法の一つである「利活用を図る」が結論として書かれるのは不自然。「里山林等については、更新補助作業を含む適切な整備による利活用などを通じて、多面的機能の維持増進を図る。」などとしてはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  里山林等については、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	帯状等の伐採による侵入広葉樹の活用による針広混交林化した人工林は、新しい基本計画では、天然林に位置付けるということで良いか。そうであれば、針広混交林が位置づけられる区分を、第1表の注1の記載とも整合するように明確に記載する方が良い。	人工林の多くは植栽されたスギ、ヒノキ等の針葉樹であり、自然に侵入した広葉樹を混交させることで天然林へ移行することとなります。これについて、天然林が植栽等によらずに成立している森林である旨を、第2-2-(4)ア(イ)に記載しているところです。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	指向する森林の状態は、数値の根拠が分からない。特に、現状の人工林の6割も人工林として維持し続けるという点に大きな違和感。現状の人工林のうち、林業経営が成立する好条件の森林は半分もないように感じる。かつての育成複層林(今回の区分でいうと天然林)に誘導すべき森林が、もっと多いように感じる。国としてどういった根拠で、またどのように、630万haもの人工林を維持していくつもりなのか。	指向する森林の状態は、森林生態系多様性基礎調査を活用し、林地生産力や傾斜といった自然的条件や、集落や車道からの距離といった社会的条件について、これらの条件が比較的良好な森林を人工林として維持することとして算出しています。これに向け、第3-1-(1)アで記述した、林業適地を効率的な施業森林区域等に確実に設定し、主伐後の再造林に向けて施策を重点化することを含め、第3に記述した施策を講じていく考えです。  なお、令和7年12月10日林政審議会資料1-3の8ページのとおり、前基本計画における育成複層林には人工林と天然林の両方が含まれており、森林・林業基本計画(案)の天然林と同一ではありません。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	人工林から針広混交林化に向けての計画を行っているように思えるが、かたや木材供給量は年々増加させていく計画である。造林実態と供給量が見合っているのか。	第2-2-(4)イ(イ)aの記述のとおり、人工林のうち、林業適地については多様な伐期での主伐と植栽による確実な更新により、これを維持するとともに、林業適地以外については帯状等の伐採による針広混交林化等により、天然林へ移行することとし、天然林の面積を増加させる目標としているところです。こうした帯状等の伐採を含めた森林の整備及び保全が行われた場合に供給し得る木材の量として木材供給量の目標を定めております。
第2-2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	林業適地以外の放置人工林について、ブナ・ミズナラ・コナラ等の堅果類を含む広葉樹・混交林への転換を、「野生動物の食物環境の再生」と「水源涵養機能の強化」を明示的な目的として計画に位置付けるべきである。第2表(森林の整備及び保全の目標)において、混交林・天然林への転換目標を大幅に引き上げ、工程と予算の裏付けを明示すべきである。現行KPIの「累計10万ha」は目標として著しく不十分。「森の国」の礎は、木材生産力だけでなく、実のなる豊かな奥山にある。	野生鳥獣の生息環境の保全及び整備に向けて針広混交林化や広葉樹林化に取り組む旨は、第3-1-(5)ウに明記しております。また、第3-1-(5)エの記述のとおり、奥地水源等の保安林等については、公益的機能の発揮に向け、公的主体による伐期の長期化や針広混交林化等を推進することとしています。  森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、基本計画に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして設定しており、KPIはこの目標と整合するように設定しています。目標及びKPIの設定にあたっては、現行基本計画の実績や木材需要の今後の見通しも踏まえており、妥当なものと考えております。なお、施策を総合的かつ計画的に推進するための財政措置については、第4-4の記述のとおり、厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、効果的な施策の実施を図ることとしており、基本計画を踏まえつつ、毎年度の予算編成作業を通じて検討してまいります。
第2-3 林産物の供給及び利用に関する目標	将来の社会における木質資源配分の最適化を戦略的に進めるためにも、目標数値は、利用実態に合わせたものとすべきである。具体的には、燃料材だけでなく新素材向けも含めた木質バイオマス資源を対象とし、製材端材由来の木質バイオマス資源や、燃料材に含まれる枝条など林地残材が定量的に確認できるよう明示すべきである。	第2-3-(1)の記述のとおり、林業の持続的かつ健全な発展並びにそれを通じた森林の適正な整備及び保全を図るためには、国産材の供給や利用を促進していく必要があることから、木材供給量及び木材利用量を明らかにすることとしています。  木材は多段階で利用されることから、供給・利用量の総数を正確に評価するためには、特定の形態に換算した材積を使用する必要があります。このため、材積を正確かつ容易に把握でき、全ての木材製品の共通の原料である丸太の材積に換算することとしています。従って、製材や合板等の製造過程で生じる端材についても、製材用材及び合板用材として整理されることとなります。  なお、新素材向けの供給・利用量は「パルプ・チップ用材等」及び上述の製造工程で生じる端材に含まれています。
第2-4-(1) KPI 森林の有する多面的機能の発揮	広葉樹を扱う木材関係者に対して、広葉樹は林産物ではないとの失望を招くおそれがあるため、KPI「国産広葉樹の製材・合板用材利用量」は、「(2)林産物の適切な供給および利用」のKPIとしても位置づけるべきである。	KPIが「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の適切な供給及び利用」の両方に関係する場合、いづれかに記載する整理としています。「国産広葉樹の製材・合板用材利用量」については、里山林整備の推進(森林の有する多面的機能の発揮)と、付加価値の高い製品の供給(林産物の適切な供給及び利用)の両方に関係することから、「森林の有する多面的機能の発揮」に記載していました。御意見を踏まえ、分かりやすさの観点から、「林産物の適切な供給及び利用」に記載することとします。
第2-4-(1) KPI 森林の有する多面的機能の発揮	各市町村における林務担当職員数や森林総合監理士(フォレストラー)の配置状況、森林認証の面積をKPIに追加すべきである。	各市町村の林務担当職員数については、職員の確保は地方自治体が地域の実情に応じて講ずべき施策であることから、政府が講ずべき施策について記載している基本計画のKPIとしては設定していません。  森林総合監理士(フォレストラー)については、市町村の配置に限らず様々な立場から市町村への技術的支援を行うため、各市町村における配置状況をKPIとしていないものの、第3-1-(3)の記述のとおり、活動内容の登録・公表等の環境整備や研修による技術向上等に取り組むこととしており、それらの登録名簿や活動実績については、林野庁ホームページにて公表しています。  森林認証の面積については、KPIのうち「生物多様性を高める森林づくりが行われている森林の面積割合」に含まれています。
第2-4-(1) KPI 森林の有する多面的機能の発揮	「生物多様性を高める森林づくりが行われている森林面積」は何を対象としているのか。また、数値の内訳や考え方を本文中に記載すべきである。	当該KPIでは、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」(令和6年3月林野庁策定)に基づく取組が記載された森林経営計画の作成面積や、森林認証面積、国有林のうち保護林や緑の回廊など、生物多様性を高める取組が行われている森林の面積を計上しています。なお、当該KPIを含め、全てのKPIの内訳や根拠を本文中に示すことは、記載量が膨大になることから困難です。
第2-4-(2) KPI 林産物の適切な供給及び利用	森林の多面的機能の発揮に資する観点から、主伐だけでなく間伐や長伐期施業等も同様に評価される生産性のKPIを設定すべきである。間伐よりも主伐面積を増やすインセンティブがあるように見えてしまうことが危惧される。	林業経営体の主伐生産性の向上を図ることは、収益確保のために不可欠であり、主伐後の再造林を着実に実施する上でも重要です。また、林業従事者の処遇改善にもつながり、結果として、その他の森林施業を支えることになると考えています。  なお、間伐等を含む森林施業面積や、生物多様性を高める森林づくりが行われている森林の面積割合といったKPIも設定しています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2-4-(2) KPI 林産物の適切な供給及び利用	「木育の取組が行われている市町村数の割合」は、「木育の取組を企画、実施する市町村数の割合」などにすべきではないか。また、木育の体験者数をKPIとすべきではないか。	木育の実施主体は市町村に限定されないこと、また、木育等を通じた消費者等の理解の醸成を図るためには、国民の身近な場所で木育が行われていることが重要であると考えていることから、「木育の取組が行われている市町村数の割合」をKPIとして設定しています。なお、第2-4の記述のとおり、KPIについては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしています。
第3-1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	森林・林業基本計画は閣議決定文書であり、森林に関する国家的な目標はこの基本計画に書くべきであることから、縦割り行政の論理ではなく、「30by30目標」について記載すべきである。	「30by30目標」の達成に向けて環境省等の関係省庁と連携し推進しており、森林のみで達成する指標ではないため記載しないものの、第3-1-(5)ア(イ)の記述のとおり、地域生物多様性増進法に基づく企業等の生物多様性を増進する活動や、NPOや住民等によって生物多様性の保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進することとしています。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	天然林への移行方法として、第2-2-(4)イ(イ)aでは「自然条件等に応じて帯状等の伐採」と書いているが、第3-1-(1)アでは、単に「帯状等の伐採」によって針広混交林化等を推進しており、表現の修正が必要と考える。	御意見を踏まえ、「林業適地以外では、自然条件等に応じて、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用」と追記します。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	一部地域においては、数十年前に策定された森林整備計画が形式的に更新されるのみで、実質的には過去の「焼き直し」となっているケースがあると指摘されている。このような状況では、気候変動の進行や生物多様性に関する知見の進展、社会・経済条件の変化といった新たな課題に十分対応できない懸念がある。このため、計画策定に関する記述において、「最新の科学的知見を踏まえて検討・見直しを行う」旨の文言を明確に追加することを提案する。	現場の多様性を生かした施策を展開を図るため、第1-3-(1)の記述のとおり、現場の取組状況や関係者の声を常に幅広く把握するとともに、地方公共団体と緊密な連携を図るとしています。市町村森林整備計画については、森林法において、森林・林業基本計画に即して定める全国森林計画に即して策定された地域森林計画に適合して定めることとされているところ、それぞれの計画に、森林・林業基本計画(案)や全国森林計画(変更案)の内容が適切に反映されるよう、地方公共団体とも連携する考えです。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	森林の多面的機能の発揮に向けて、皆伐面積の条件設定、溪畔林の伐採規制、国有林におけるより厳格な基準の導入等の指針を位置付けるべきである。	皆伐に当たり、伐採面積の縮小・分散や、尾根筋や谷筋の保護を進めるため、森林・林業基本計画(案)では第2-2-(4)イ、全国森林計画(変更案)ではⅡ-1-(1)等において考え方を示しているところ、これらの計画を踏まえてたてられる地域の森林計画(民有林の地域森林計画や市町村森林整備計画、国有林の地域別の森林計画等)において具体化を図ることとしています。特に国有林野については、公益を重視した管理経営を進める観点から、1箇所あたりの皆伐面積に上限を設けて伐採を実施しております。また、水源涵養機能を含む公益的機能の発揮のために保全が必要な森林は保安林として指定しているところ、保安林では1箇所あたりの皆伐面積の上限に加え、一定の範囲における年間の皆伐面積に上限を設けているため、これらを適切に運用することで公益的機能の発揮を図る考えです。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	近い将来、国内資源の成長量以上に伐採が行われる過剰伐採が起きる可能性も否定できないことから、成長量以上の過剰な伐採が起きないように、伐採抑制手段を早急に整える必要がある。	第3-1-(1)イの記述のとおり、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえ、林地保全や生物多様性保全等が図られた適正な伐採と更新が確保されるよう、効率的な森林区域等の設定や、森林経営計画制度と伐採造林届出制度の適切な運用を図るとともに、こうした情報の提供等により持続可能性を確保した木材の選択的な購入を促進することとしています。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	森林経営計画の主伐上限値を引き上げてほしい。「森林経営計画制度見直しの上で」はどのように見直すのか方向性だけでも記載した方がよい。	森林経営計画制度については、林業適地における主伐後の再生林の確保と生物多様性の保全を図る観点から、現在の取組状況や課題を分析した上で、見直しを検討する考えです。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	「森林や木材の環境貢献の見える化」や「持続可能性を確保した木材への関心の高まり」が示されている。森林認証は、森林経営、生物多様性保全、労働安全、人権、先住民・地域社会への配慮、合法性確認等について、第三者が検証を行う仕組みであり、持続可能性を客観的に示す代表的な手法の一つ。このため、「環境貢献の見える化」に関する施策において、森林認証の活用促進を明記することを提案する。	第3-3-(1)イの記述のとおり、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応し、グリーンウッド法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ることとしています。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	再造林不足や天然更新に対する懸念が課題として示されており、更新状況について行政による確認が十分に行き届いていない地域もあると考えられる。造林未済地を把握し、適宜是正を図るべきである。森林認証では、伐採後の更新、長期的な森林管理計画、土壌・水系保全等が求められており、独立した審査機関による定期的な監査も行われる。このため、森林資源の循環利用に対する社会的信頼の向上にも寄与すると考える。	第3-1-(5)ア(ウ)の記述のとおり、持続可能性を確保した木材の供給の促進に向け、合法性や伐採後の更新の確保、森林経営計画や森林認証に基づく生物多様性保全の取組等を進めるとともに、そうした情報が川中・川下の関係者に提供される取組を促進することとしています。また、伐採後の更新の確保に向けては、第3-1-(1)イの記述のとおり、伐採造林届出書が提出された際に更新方法が十分に検討されていることを確認するなど、制度の見直しを行うとともに、伐採箇所や伐採後の更新状況についてリモートセンシング等を活用した効率的な確認手法の検討を行うこととしています。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	今後、AIやデジタル技術の活用が一層進むであろうことに鑑みれば、データの機械可読性を確保することは喫緊の課題である。地番データの存在する林地を対象に、筆ごとにデータカタログを作成し、オープンデータとすることで、AIやデジタル技術の活用にも備えることにも対応できる方が望ましい。	オープンデータ基本方針(平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、オープンデータについては機械判読に適したものと定義されているところであり、森林資源情報等のオープンデータ化についても同指針を踏まえた取組が行われるよう推進してまいります。
第3-1-(1) 持続的な森林経営の推進	森林経営管理制度では、強制力は無く、効果的な集約化に至らず、複雑な森林所有のあり様を片付けたように見せて却って混沌とさせている。森林組合を主体に、林地台帳整備事業を集中的に行えるよう森林税を使って事業化し、森林資源だけでなく、森林情報も次世代につなぐべきである。	森林の集積・集約化については、第3-1-(3)の記述のとおり、森林経営管理法に基づく集約化構想等により所有権も含めた長期間経営し得る権利の設定や移転を加速するほか、森林組合系統による林地供給事業及び森林経営事業等を推進することとしています。また、森林の土地の所有者届出制度や固定資産課税台帳情報、不動産登記情報、森林経営管理法による意向調査結果等により得られた情報を林地台帳に反映するなどにより、森林所有者情報の精度向上を図ることとしています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(1)持続的な森林経営の推進	高性能林業機械と高密度路網を前提とした林業政策により、過剰な作業道開設、表土流出、土壌圧密、湧水環境破壊、溪流への土砂流入、森林内部環境の乾燥化などが各地で発生している。 日本の森林は急峻地形・脆弱地質・多雨環境という条件を有しており、大規模機械化林業には限界がある。 作業道については、幅員上限、切土盛土規制、急傾斜地規制、溪流横断制限、生態系影響評価を制度化すべきである。	第3-1-(1)イの記述のとおり、主伐時における伐採・搬出の指針等を踏まえ、林地保全や生物多様性保全等が図られた適正な伐採と更新が確保されるよう取組を進めることとしているところ、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日林野庁長官通知)において、林地保全に配慮した集材路の配置及び作設となるよう、路線配置や切土・盛土を含めた施工方法、生物多様性保全も含めた周辺環境への配慮事項等を示しており、伐採造林届出制度において確認等を行うこととしています。
第3-1-(1)持続的な森林経営の推進	外資の森林買収問題を取り締まれるように規制を厳しくしてほしい。	第3-1-(1)イの記述のとおり、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(令和8年1月外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)における、「主伐時におけるルール」の在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組に基づき、森林の土地の所有者情報の把握により効果的な指導等を推進してまいります。
第3-1-(2)再造林等の推進	保育間伐の歩掛りが大幅に少なくなったので、令和7年度と同程度のha単価となるように戻してほしい。	森林整備事業の歩掛りについては、作業種ごとに標準的な場合の工程等を設定したものであり、現場実態に即した工程となるよう林野庁が調査を実施した上で設定しております。引き続き、現場状況が適切に反映されるよう取組を進める考えです。
第3-1-(2)再造林等の推進	主伐再造林政策について、全国的に主伐再造林政策が押し進められているが、植栽木が将来にわたって健全に成長できるとは考えられないぐらい野生動物の被害が多発している。主伐してよい場所を見極め、本当に50年先100年先にまきちんと育つであろう場所を正確に適切に管理する仕組みづくりが今問われている。	第3-1-(1)アの記述のとおり、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地を、効率的な森林区域等に確実に設定し、主伐後の再造林に向けて施策を重点化することとしています。 シカ等による食害については、第3-1-(5)ウの記述のとおり、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、地域と連携した捕獲並びに防護柵等の設置を推進するほか、鳥獣被害対策コーディネーター等の野生動物管理を担う人材の育成を図ります。また、被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を講ずることとしています。
第3-1-(2)再造林等の推進	再造林にかかる経費負担の解消に向け、国が直接的に再造林を支える制度を抜本的に強化するべきである。また、獣害対策の強化を一体的に進める必要がある。加えて、再造林の着実な実施を確保する観点から、実施状況の把握及び必要に応じた公表の在り方並びに関係主体の役割分担の明確化について、更なる検討がなされることを期待する。	第3-1-(2)の記述のとおり、再造林の省方化・低コスト化に向け、伐採と造林の一貫作業を進めることとしており、こうした取組については森林整備事業等による支援を講じる考えです。また、第3-1-(5)ウの記述のとおり、シカ等の野生獣害による被害への対策を推進することとしています。 また、伐採や再造林の実施状況の把握については、伐採造林届出の情報等を活用した都道府県ごとの伐採面積の効率的な把握手法の検討を行うこととしており、その結果を踏まえて更なる検討を進める考えです。なお、伐採造林届出制度においては、森林所有者や立木を買い受けた者が、市町村に対して、伐採や伐採後の造林の届出・状況報告をすることとしており、こうした制度を適切に運用することで、実効性の確保を図る考えです。
第3-1-(3)森林の集積・集約化の加速	改正森林経営管理法の運用に当たっては、森林所有者の理解と合意に向けた丁寧な対応が不可欠で、国土保全の面からも重要である境界の明確化の加速化に向けたタイムスケジュールが必要である。森林経営に希望を持っていない所有者や相続人をサポートし、安易な森林の売却を阻止することで、これ以上の森林荒廃を防ぐべきである。 また、市町村は人材不足であり、体制強化が不可欠である。森林の将来像を話し合う関係者のなかに、経験や技術がある人がゼロの地域では、所得向上につながらない。	森林経営管理制度では、森林所有者に意向調査を行い、市町村への経営管理の委託を希望する森林を対象として、経営管理の内容等を明記した計画書への確認・同意を経た上で、集積・集約化を進めることとしています。また、リモートセンシングやAIを活用した森林境界の明確化等を促進することとし、森林の境界明確化については、第2-4-(1)の記述のとおり、KPIとして「新たに境界明確化を実施した森林面積」を設定し、令和12年度までの累計20万haとしています。 市町村の体制整備については、国や都道府県による市町村への積極的なサポートのほか、地域林政アドバイザーや森林総合監理士、森林経営管理法に基づく経営管理支援法人等による市町村の体制整備や技術的支援等を促進することとしており、その中でも森林総合監理士については、集約化構想の対象地域の選定やその作成等に積極的に関わることができるよう、活動内容の登録・公表等の環境整備や研修による技術力向上等に取り組むこととしています。
第3-1-(3)森林の集積・集約化の加速	所有者不明・遠方に居住しており境界確認が行えないなどの事例が増えることと見込まれる。国有林を始めとした公有林の隣接地をまとめて整備するような面的整備の推進をお願いしたい。	森林境界の明確化については、森林所有者による現地立会を行わず、集会所等で空中写真などのリモートセンシングデータを用いて森林境界を確認する手法を促進することとしています。 第3-1-(5)エの記述のとおり、水源林造成事業により、契約地周辺の森林も合わせた面的な整備に取り組むほか、国有林に隣接又は介在する民有林については、公益的機能維持増進協定も活用し、その整備及び保全を図ることとしています。また、第3-4-(3)の記述のとおり、国有林野については、森林共同施業団地を核とした効率的な施業を実施するなど、地域の森林の集積・集約化をリードする取組を推進することとしています。
第3-1-(3)森林の集積・集約化の加速	所有者不明山林や多数共有者山林について、森林経営管理法による行政主体の対応だけでは限界があるため、民間主体でも円滑に所有権整理・集約化が可能となる、簡素かつ低コストな制度設計を行うべきである。	令和7年の森林経営管理法の改正により、所有権も含めた長期間経営し得る権利の設定・移転を可能とする集約化構想制度の創設や、所有者不明森林等に関する公告期間の短縮、共有者の一部が不明であっても所有者の過半数の同意により間伐等を実施できる間伐等経営管理権の設定、委託等に基づき森林所有者の探索等を行う民間企業等の法人を市町村が指定する経営管理支援法人制度の創設等が行われ、令和8年4月から施行されたところです。 森林の集積・集約化に当たっては、まずは民法等による既存の仕組みを活用した上で、改正された森林経営管理法の最大限の活用を図ることとしており、所有者不明森林についても、第3-1-(3)の記述のとおり、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置の活用等による適切な経営管理を促進することとしています。
第3-1-(3)森林の集積・集約化の加速	境界の明確化について、外縁確定型を力強く普及してほしい。林分の調査データ等を踏まえて森林を購入・施業した際の収益金を、面積や森林の生育状況を踏まえた配分で所有者に割り振るような仕組みや、発生した収益を社団法人などに預けて確実に収益が還元され、森林を育成するような仕組みを作してほしい。	第3-1-(3)の記述のとおり、森林の集積・集約化とそれに必要な森林境界の明確化に当たっては、個々の森林境界にとらわれない森林の集積・集約化等、効率的かつ効果的な手法の活用を推進するとともに、リモートセンシングやAIを活用した森林境界の明確化と地籍調査との連携を促進することとしています。 個々の森林境界にとらわれない外縁確定型の森林の集積・集約化の具体的な手法については、現在、森林の集約化に係るモデル構築のための実証事業が行われているところであり、そうした成果を踏まえて検討・普及を進める考えです。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(3) 森林の集積・集約化の加速	境界不明山林への対応として、既存の地域知見や現場情報を活用した暫定的境界情報をデータ化し、オープンデータとして共有する仕組みを整備すべきである。 以下のような境界情報共有制度を整備すべきである。 ・森林組合OBや地域山守等が保有する境界情報のデータ化 ・既存図面・施業履歴・聞き取り情報のGIS化 ・「権利関係を確定するものではありません」と明記した参考境界情報の公開 ・市町村地番図に類似した森林境界参考図の整備 ・オープンデータとして民間事業者・森林所有者が利用可能な仕組み まずは暫定的・参考的な情報であっても広く共有し、施業・集約化・所有者探索を進めやすくなることが、森林管理の実務上重要である。	森林境界の明確化に関する効率化・デジタル化については、第3-1-(3)の記述のとおり、リモートセンシングやAIの活用を促進することとしています。 また、御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
第3-1-(4) 路網整備の推進	継続的な林道開設・整備・拡充をお願いしたい。また、路網整備に当たっては、木材の輸送経路全体を見渡した対策とするとともに、日本の急峻な地形に適合するよう、最新のデジタル技術を用いて、山を傷つけない最小限の路網を構築してほしい。加えて、路網整備について長期整備方針を明確にしてほしい。	第3-1-(4)の記述のとおり、路網整備に当たっては、開設や改築・改良において林道の質的な向上を図ることとしています。また、災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や排水機能の向上等による路網の機能強化・長寿命化による強靱化等を推進するとともに、ICT等のデジタル技術を積極的に活用することで、路網の整備や管理の効率化を図る考えです。 第2-2-(4)イ(ウ)の記述のとおり、「指向する森林の状態」に応じた適切な路網整備を進め、基本的には、人工林において重点的に路網を整備し、自然の推移に委ねる天然林においては既存路網を維持していくこととしております。 また、第3-1-(4)の記述のとおり、既存路網を活用しつつ、傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえて整備を進めることとしており、その際、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等において、重点的に路網の開設等を進めることとしております。これらを踏まえ、指向する森林の状態と目指すべき路網密度の水準等から目標数値を現状の約20万kmに対して約23万kmと設定し、今後15年間の林道等の整備については約21万kmを目安に進めていくこととしています。
第3-1-(4) 路網整備の推進	路網の開設は、生息地分断等を引き起こす主要因であることから、林道整備計画において、新設・拡充にあたり生態系への影響評価を義務付け、生息地の分断が不可避な場合は野生動物の横断を可能とする構造の設置を要件とすべきである。	第3-1-(5)ア(イ)の記述のとおり、林産物の供給等を行う森林においては、生物多様性の保全に配慮して森林資源の循環利用を推進することが重要であると考えています。こうしたことから、林道の開設等については、林道技術基準に定められた基準等に基づき行うこととなること、同基準では、全体計画の作成の際、個々の林道の路線配置に当たっては、野生動植物等の生息状況や地形、地質、気象等の自然条件を十分に考慮し、貴重な動植物の生息地及びその周辺をできるだけ避けるとともに、通過することが必要な場合には、その対策を十分に検討することとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	ランドスケープの視点から、生物多様性保全機能を位置づけるとともに、生物多様性の保全に向けて取り組むべき具体的な項目や数値目標を示すべきである。	第2-2-(3)の記述のとおり、生物多様性保全機能について「全ての森林が発揮するものである」と明記するとともに、第3-1-(5)アの記述のとおり、原生的な天然林等の保全管理や生物多様性の保全を図る森林経営を推進することとしており、実際の森林施業等に当たっては、具体的な取組手法例を示している「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」等を踏まえて取組を進めることとしています。これについて、第2-4-(1)の記述のとおり、生物多様性を高める森林づくりが行われている森林の面積割合をKPIとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	都市の雑木林の保存も、生物多様性の維持に必要と考えられる。雑木林の所有者への減税措置なども考える必要がある。	生物多様性の保全については、第3-1-(5)ア(ウ)の記述のとおり、生活の身近にあり、農地や草地等と複合生態系を構成する二次的な里山林等の利用を通じた継続的な保全管理等を推進することとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	森林生態系は単なる木材供給装置ではなく、多様な野生生物・菌類・土壌生態系・水循環を含む複雑なシステムである。森林政策において、生態系の質そのものを評価する視点を導入すべきである。	森林生態系の評価については、第3-1-(9)ウの記述のとおり、森林の整備及び保全が森林の機能に及ぼす効果に関する定量的な把握手法の調査、水源涵養機能等の定量評価の検討及び普及等を推進することとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	薬剤の空中散布計画を抜本的に見直し、慎重な運用、あるいは原則的な廃止を求める。	森林病虫害対策の推進については、第3-1-(5)イの記述のとおり、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除予防措置、広葉樹等への樹種転換、枯死木の除去等を適切に組み合わせた防除を引き続き実施し、被害先端地に重点化することとしています。こうした取組と併せて、ドローンを活用した被害木の判定や効率的な薬剤散布等を推進することとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すのであれば、ニホンジカ被害対策を重点施策として位置づけるべきである。	シカによる食害については、第3-1-(5)ウの記述のとおり、生物多様性や国土の保全等の森林の有する多面的機能の発揮にも大きな影響を及ぼしていることから、環境省も含めた鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、地域と連携した捕獲、野生動物管理を担う人材の育成等を図るとともに、被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を実施することとしています。
第3-1-(5) 生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	森林は多くの野生動物にとってのかけがえのない住処である。広葉樹の再生による奥山の復元など、野生動物保護を包含した抜本的な森づくり計画を策定すべきではないか。被害管理だけでなく、生息環境管理、生態系回復、森林構造改善、広葉樹林再生を柱に据えるべきである。	第3-1-(5)ウの記述のとおり、シカ等については、樹木の枯死や下層植生の消失等により、生物多様性や国土の保全等の森林の有する多面的機能の発揮にも大きな影響を及ぼしています。一方で、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備も重要であることから、針広混交林化や広葉樹林化等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を適切に推進することとしています。 また、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化や地域住民による里山林整備活動の促進など里山における人為活動を活発化させるとともに、緩衝帯の整備を推進することとしています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(5)生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	野生鳥獣の保護管理の状況を見ると、人材育成は個々の努力や短期的な研修のみで達成できるものではなく、専門人材の育成と定着を国の継続的支援によって支えることが必要である。 鳥獣被害対策コーディネーター等の野生動物管理人材の育成について、「財政的・技術的施策を通じて育成を図る」と明示すべきである。	第3-1-(5)ウの記述のとおり、野生鳥獣による被害への対策の推進については、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、林業関係者など地域と連携した捕獲並びに防護柵等の設置を推進するほか、鳥獣被害対策コーディネーター等の野生動物管理を担う人材の育成を図ることとしており、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した地域リーダー及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業を実施しているところです。 まえがきの記述のとおり、今後の対応方向や施策展開に当たっての基本的な視点等を明らかにするものであり、各種施策について、国として継続的に関与していく考えです。
第3-1-(5)生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	現在の人的被害は、開発による奥山の破壊と里山の放置という人間の過ちが生み出したものである。単なる殺処分ではなく、クマが山で生きられる環境の整備と、クマが住む奥山と人里の間に緩衝帯が必要である。	第3-1-(5)ウの記述のとおり、鳥獣保護管理施策等との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備に向けた針広混交林化や広葉樹林化等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を適切に推進していくことと併せ、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化や地域住民による里山林整備活動の促進など里山における人為活動を活性化させるとともに、緩衝帯の整備を推進することとしています。 また、里山林の整備については、第3-1-(9)イの記述のとおり、山村集落の維持・活性化に向けて生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する考えです。
第3-1-(5)生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業による公的森林整備を拡充するとともに、事業の長期化・安定的な実施に向け、機構の組織体制の充実・強化を図るべきである。	第3-1-(5)エの記述のとおり、奥地水源等の保安林等については、水源林造成事業により森林整備を計画的に行うとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税の活用や、森林整備法人等が森林経営管理法に基づく業務の受託等を行うことで実施体制を整備していく考えです。
第3-1-(5)生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進	花粉症対策として、スギやヒノキをどんどん伐採すべきである。密集した植生により花粉を大量に出すと考えられるため、花粉の少ない樹種の生産よりも、ゆとりと多様性のある植栽の仕方などがより効果的ではないか。	花粉発生源対策については、花粉の少ない森林への転換を図ることが重要であることから、第3-1-(5)オの記述のとおり、スギ人工林等の伐採・植替え、花粉の少ない苗木の生産拡大等を進めることとしています。また、第3-1-(2)ウの記述のとおり、造林の省力化・低コスト化の観点から、低密度植栽等を進めることとしています。
第3-1-(6)気候変動対策の推進	二酸化炭素排出義務を他者に押し付けるJ-クレジットを、まるで温暖化解決策のように扱うのはやめてほしい。環境破壊産業に対する法規制をきちんと行い、金ではなく法によって解決すべきである。	第3-1-(6)アの記述のとおり、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を固定することで地球温暖化の防止に大きく貢献していることから、気候変動の緩和に向けて、森林整備及び保全や木材利用の促進に取り組むこととしています。そして、森林の整備及び保全を効率的に進めるという観点からも、第3-1-(6)ア(ア)に記述した森林由来J-クレジットの活用等を進めることとしています。
第3-1-(6)気候変動対策の推進	気候変動対策と「若い森林」を結びつけることについては、国民森林会議の2014年度提言「森林資源の「若返り」について」の中で、問題として指摘されてきた。東大の研究発表で、二酸化炭素の吸収量の低下は100歳くらいまで起こらないことが報告された。気候変動対策と「若い森林」を結びつけ、安易な主伐を推し進めるような表現はやめてほしい。	第3-1-(6)ア(ア)の記述のとおり、気候変動の緩和に向けた森林の整備及び保全については、間伐等特措法の枠組みも活用しつつ、適切な森林整備の実施、保安林等の適切な保全管理等に引き続き取り組むこととしています。成長の旺盛な若い森林の造成という表現について、特定苗木は通常苗木と比較し、初期成長が早いという研究結果もあることから、こうした記述をしております。 また、森林を伐採し植林する林業の営みは炭素中立であり、持続的な森林経営は中長期的な森林吸収量の確保に寄与するとともに、森林から生産される木材製品は製造時等のエネルギー消費が他資材に比べ比較的少ないという特性を持ち、建築物等に木材を利用することは建築物等のライフサイクルを通じた二酸化炭素の排出削減にも寄与することから、ネット・ゼロの実現に向けた森林資源の循環利用とそれに伴う森林の若返りは重要と考えています。 なお、御意見のように、森林の吸収量が現在の想定より一定の高齢級まで衰えないとの研究もあることから、森林吸収量の算定方法の改善のため、森林生態系多様性基礎調査の異なる時点の調査結果を直接比較して森林蓄積変化量を推計する方法へ移行することとしています。
第3-1-(6)気候変動対策の推進	既存の公表資料で森林吸収量に関する数値が少ない傾向があるので、学術的な成果を踏まえ正確な数値とする、と記述すべきである。	森林吸収量の算定方法の改善のため、森林生態系多様性基礎調査の異なる時点の調査結果を直接比較して森林蓄積変化量を推計する方法へ移行することとしており、第3-1-(1)ウの記述のとおり、森林生態系多様性基礎調査を引き続き実施し、森林吸収量の算定を含めたデータの公表や活用を進めることとしています。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	保安林台帳全国統合データを地番付きで林地筆ポリゴンで公開すべきである。	保安林台帳については、各都道府県にて電子化の取組が進められているところであり、引き続き、取組が進むよう促してまいります。 また、森林資源情報等のオープンデータ化については、オープンデータ基本方針(平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を踏まえた取組が行われるよう推進していきます。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	山林を切り崩すメガソーラー開発や尾根筋の改変を伴う風力発電開発は止めるべきである。国有林についても、平成10年の改革で公益的機能の維持増進を重視する管理経営に転換したのだから、再生可能エネルギー開発に国有林野を貸し出さないでほしい。	第3-1-(7)アの記述のとおり、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととしており、国有林野の貸付にあっても同様の考えです。特に、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、関係府省連携の下、地域との共生が図られるよう、令和7年の森林法(昭和26年法律第249号)の改正等において許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しを行っており、これにより規律を強化した林地開発許可制度の厳正な運用を行う考えです。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	生物多様性国家戦略や国土強靱化基本計画と同様に、森林・林業基本計画においても、治山事業等において、Eco-DRRに積極的に取り組む旨記述すべきである。	まえがきの記述のとおり、森林は、国土の保全等の多面的機能を有し、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であるとしています。また、第4-1の記述のとおり、本計画の施策については、環境基本計画をはじめとする各種計画に掲げる施策との調和を図ることとしており、それらに基づく生態系を活用した防災・減災の取組を推進してまいります。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	治山対策の推進に当たっては第1次国土強靱化実施中期計画に基づくことを第3-1-(7)で記載すべきである。	第1次国土強靱化実施中期計画に関する記載については、第1-2-(3)の記述のとおり、森林整備・治山対策全体に共通する対応方向として整理しています。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	コンクリートブロックによる治水は、元来の山の保水力や生態系への悪影響が考えられるので元来の土木石を用いた土木の在り方を見直すべきである。	治山事業等の推進にあたっては、第3-1-(7)イの記述のとおり、既設の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性の保全に努めることとしています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(7)国土の保全等の推進	第3-1-(7)イ(エ)に「流域治水と連携し」とあるが、現行計画や全国森林計画(変更案)には、「流域治水と連携し」とあり、これとの整合性からも「も」は削除してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「流域治水と連携し」から「も」を削除。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	新たに記述された「調査測量事業者と森林土木事業者との連携」は評価するが、その運用に当たっては、設計者に過度の負担等がかからぬよう、発注者も含めた第三者検討会の実施等、適切な運用を行っていただきたい。	調査測量事業者と森林土木事業者との連携を進めるにあたっては、工事の円滑な実施という目的に向け適切な運用に努める考えです。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	災害時の協定を結ぶことで、地番図や林道・作業道、林業機械の利活用することは結果的に「減災」にも貢献する。	第3-1-(7)ウの記述のとおり、大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員への派遣、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行うこととしており、災害時の協定締結も促進していく考えです。
第3-1-(7)国土の保全等の推進	森林火災が全国で起きている。野焼きが法律違反であることが周知されていないことが原因の一つだとすると、無許可の野焼きに対する厳罰化が必要ではないか。 また、消火のための水が準備できない山では、木を切り倒して延焼を防止できるような緊急的な措置がとれるよう法律の改正が必要ではないか。	我が国における林野火災の出火原因は人為によるものが大半であることから、林野火災の予防に向けた広報・啓発活動や林野火災に強い地域づくりを効果的に行うことが重要と考えます。 このため、第3-1-(7)エの記述のとおり、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(令和7年8月大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会取りまとめ)を踏まえた取組を進めることとしています。当該報告書では、自治体による林野火災注意報及び罰則も可能な林野火災警報を新設するとともに、林野火災予防に係る広報・啓発の強化に向けて、火入れ許可制度の周知や少雨の地域が全国的に広がった場合の注意喚起等を実施することとしています。
第3-1-(9)森業等の推進による山村地域の発展	J-クレジット制度において、例えば未利用廃熟を隣接する工場に供給するような場合でも「地域内エコシステム」の構築につながると考えられるので、「回収した未利用廃熟の全部を地域内の別施設に供給する」場合でもJ-クレジットが付与されるような緩和措置のご検討をお願いしたい。	森林・林業基本計画(案)では、森林由来J-クレジットの活用等について記載していますが、その他のJ-クレジットの活用等についても、必要に応じて他省庁と連携し取り組んでまいります。
第3-1-(9)森業等の推進による山村地域の発展	「緩衝帯の整備」について、方法・面積・担い手・財源を明示した具体的な施策として計画に位置付けるべきである。里山の再生は、野生動物との境界線を引き直すだけでなく、水源涵養・生物多様性保全・地域の雇用創出にも資する。本計画が掲げる多面的機能の発揮と一体の取り組みとして推進することを強く求める。	第3-1-(5)ウの記述のとおり、地域の実情に応じて、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化や地域住民による里山整備活動の促進など里山における人為活動を活性化させるとともに、緩衝帯の整備を推進することとしています。 また、第3-1-(9)イの記述のとおり、山村集落の維持・活性化に当たっては、特に生活の基礎となる農林地の管理及び利用を協同して行うことが重要であることから、里山林の継続的な保全管理や利用等の共同活動を促進することとしています。 あわせて、第3-1-(9)アの記述のとおり、山村地域の移住・定住者が継続的に生活を成り立たせていくためには、地域に存在する豊富で多様な森林資源を生かし、人材と所得を確保していくことが重要であることから、林業・木材産業の成長・発展を通じた地域内の経済循環を推進することや、多様な収入と就業機会の確保に向けた取組を促進することに加え、森林の総合的な活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進し、地域外の方を生かすつづ地域の内発力を高めていくこととしています。 なお、施策を総合的かつ計画的に推進するための財政措置については、第4-4の記述のとおり、厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、効果的な施策の実施を図ることとしており、基本計画を踏まえつつ、毎年度の予算編成作業を通じて検討してまいります。
第3-1-(9)森業等の推進による山村地域の発展	地方の衰退は国民全体の衰退につながる為、有効な手立てを早急に実施する必要がある。都市住民の地方短期滞在を通じた交流や、子供の短期留学の推奨などによる健全な育成、耕作放棄地等の地域資源としての活用等による地域経済の活性化が必要である。	地域の活性化については、第3-1-(9)イの記述のとおり、多様な人々の農林業体験等への参加の促進、林業高校や林業大学校への就学等を契機とした移住・定住や、ふるさと住民登録制度を活用した関係人口の充実を図るとともに、緑の少年団の活動等を通じ、幼少期からの森林環境教育等を推進することとしています。 また、復旧困難な荒廃農地等への早生樹植栽等による継続的な管理と収入機会の創出、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進することとしています。
第3-1-(9)森業等の推進による山村地域の発展	林業においては、再造林・保育・踏網維持・森林管理等の長期的な森林投資を持続的に支える施策の充実が重要である。 そのため、再造林・保育・獣害対策への安定的支援、意欲と能力ある林業経営者への継続的支援、炭素吸収・水源涵養・防災・地域雇用等の森林の多面的機能への適切な評価等を通じ、木材価格のみに過度に依存しない森林経営の継続性確保が重要である。 森林の超長期投資性と公益的機能を踏まえた森林経営支援の充実が重要であり、森林の公益的機能は、適切な森林更新の継続によって初めて維持される。こうした方向は、近年政府が進めるネイチャーポジティブ、生物多様性保全、地域循環共生圏等の政策方向とも整合する。	持続的な森林経営の推進については、第3-1-(1)アやイの記述のとおり、効率的な森林区域等の設定や、森林経営計画制度と伐採造林届出制度の適切な運用を図るとともに、こうした情報の提供等により持続可能性を確保した木材の選択的な購入を促すため、川上の森林経営に関する情報が川中・川下の関係者に提供される取組を促進することとしています。 また、再造林等の推進に当たっては、第3-1-(2)ウの記述のとおり、単体の施業のみならず、伐採から植栽、下刈りまでを見据えた省力化・低コスト化の観点を踏まえて取組を進めることとしています。 加えて、第3-1-(9)の記述のとおり、森林の総合的な活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業等を推進することとしており、その中で、企業等による森林づくり活動を促進するため、水源涵養機能等の定量評価の検討及び普及、SHK制度を活用した森林の二酸化炭素吸収機能の定量化の推進等に取り組む考えです。
第3-1-(10)国民参加の森林づくり等の推進	森林環境譲与税はトップダウンではなく、その地域に必要な意見を、森林総合監理士や森林組合などを通してボトムアップして、無駄なく使用する必要がある。 また、同税を活用した取組について、好事例だけでなく失敗事例についても情報を展開するよう、問題事例の共有を進めることや、取組内容の透明性を確保することについても触れてはどうか。	森林環境譲与税については、第3-1-(10)アの記述のとおり、地方公共団体においては、森林整備やそれを担うべき人材の確保・育成、木材利用の促進・普及啓発等の取組に活用されており、森林整備の促進に向けて、森林環境譲与税に対する国民の理解が深まるよう、活用事例の横展開を図り一層の有効活用を促すとともに、取組成果の一層の情報発信に取り組むこととしています。 また、活用事例の横展開や取組成果の情報発信に当たっては、人口・気候・森林の状況など、地域によって置かれている状況は様々であることから、全国の都道府県・市町村が森林環境譲与税を活用した様々な取組を事例集にとりまとめ、林野庁HPにて毎年公表しています。事例集においては、地域の実情や課題等を踏まえながら創意工夫した取組を取り上げることとしており、様々な事例を収集し情報共有・展開していくことで、各地域の課題解決につながると考えています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(11)国際的な協調及び貢献	SDGs指針である、組織に対する規制(SDGs第16項に対応する政策)が全く抜けている。不正を行う組織、グリーンウォッシュで騙す組織では、意味が無い。行政・企業の健全さについても、方針を示すべきである。	SDGs等の国際目標の実現に向けては、第3-1-(11)の記述のとおり、国際的な協調の下で持続可能な森林経営と木材利用に向けた取組を推進することとしています。さらに、企業等の環境への取組を評価する観点から、第4-2の記述のとおり、SHK制度による森林の二酸化炭素吸収機能や木材利用の環境貢献の定量的評価、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の提言による生物多様性や生態系等の「自然資本」に関する依存・影響・リスク・機会の評価・開示、森林由来J-クレジット等の活用を通じた資金循環が進展しているとともに、建築物のLCCO2の評価に関する制度の導入が検討されており、企業等がこうした制度を積極的に活用できるよう環境整備を行い、森林・林業・木材産業への民間活力の活用を促進してまいります。
第3-1-(11)国際的な協調及び貢献	グローバルな森林劣化防止のため、ゼロデフォレステーションを担保する商品の推進を図るべきである。	グローバルサウス諸国における森林減少・劣化の抑制等に貢献するため、第3-1-(11)の記述のとおり、二国間や国際機関等を通じたプロジェクトを通じて我が国の知見や人材等を活用した取組を展開していくこととしております。その際、森林減少・劣化の主な要因の一つが食料生産であることを踏まえて、食料や農業の関係部局や機関とも連携して取組を進めていく考えです。
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	立木価格の向上や流通の効率化等、林業経営の収益性の向上に資する具体的な取組について、更なる明確化を図るとともに、森林所有者・林業事業者の経営安定や林業労働者の労働条件向上につなげる構造改革の設計図を具体的に示すべきである。同時に、「林業経営体の生産性(主伐)」と「林業従事者の所得水準」のKPI目標指標については年次ごとの進捗の公表・検証が必要である。	林業経営体の収益性向上に向けては、第3-2-(2)の記述のとおり、林業経営体の経営基盤と経営力の強化や生産性の向上が必要であることから、森林経営プランナーの育成やスマート林業技術の開発・実装等、具体的な施策を講じる考えです。また、第3-3-(1)等の記述のとおり、立木価格の向上等に向けては、素材生産、流通、加工の各段階における省力化・生産性向上や、価値の高い木材製品の需要創出と併せて、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直し等を進めます。あわせて、木材の販売側と購入側の双方におけるコスト構造の理解や、合法性及び持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけ、持続可能な木材取引を推進していく考えです。なお、KPIについては、その検証等と施策の見直しを行うPDCAサイクルを実践することとしています。
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	長期にわたる持続的な経営を行っている主体が現状ではほぼ存在しない一方で、「担う主体」とすると現存感がより強く見えることから、KPI等にあるとおり「担い得る主体」と表現した方がよいのではないかと。	将来に向けて長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体を育成していくことが重要であることから、「担う主体」と記述しています。なお、御意見を踏まえ、表現を「担う主体」に統一することとします。
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	小規模所有者は、50年間、保育経費等に支出・投資しながら森林を維持し、皆伐時に収益を得る実態になっており、所有意欲の低下に歯止めがかからない。このため、森林所有の意義、国が目指す所有の在り方、所有形態の方向性を、わかりやすく記述すべきである。	第3-2-(1)アの記述のとおり、長期にわたる持続的な経営において、森林を所有していることは重要な要素であり、第3-2-(1)イの記述のとおり、林業経営の主体として森林所有者も重要であると位置付けています。また、第3-2-(2)の記述のとおり、長期的な経営の確保に当たっては、森林所有者を含む林業経営体が主伐や再造林等の施業地をバランス良く確保することは重要であると考慮しており、第3-1-(3)の記述のとおり、所有権も含めた長期間経営し得る権利の設定や移転等を推進することとしております。
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	自伐型林業を環境保全型林業として位置づけるべきである。自伐型林業支援、小規模施業への補助制度、簡易路網技術普及、択伐施業技術支援を政策的に強化すべきである。	第3-2-(1)イの記述のとおり、自伐型林業については、長期にわたる持続的な経営を担う主体の一つとして位置付けており、その活動が継続できるよう取り組むこととしております。
第3-2-(2)林業経営体の育成及び確保	長期的な地域林業の担い手育成という観点から、事業者間の協力等による経営規模拡大・経営の持続性の検討が必要ではないかと。また、森林所有者や山村住民に「顔の見える化」を通じて、地域林業の担い手である事業者・経営体に事業を委ね、森林づくりの結果責任を明確化させる仕組みが必要ではないかと。	長期的に地域の林業従事者の確保、育成及び定着を図っていくため、第3-2-(2)の記述のとおり、素材生産者と造林者の事業連携の促進や、事業者間連携を通じた販売力強化を進めるほか、第3-2-(3)の記述のとおり、異なる地域間における林業経営体の連携や、農業等他産業との連携を推進してまいります。また、林業経営体が、森林を適正に管理及び利用する社会的な責任を果たし、それを自ら明らかにすることは重要です。このため、第3-2-(2)エの記述のとおり、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採と造林に関する自主行動規範の策定、森林所有者に対する伐採後の再造林の提案や書面契約の締結等の取組を促進してまいります。
第3-2-(2)林業経営体の育成及び確保	多様な担い手を育成するため、林業事業者に対する金融支援体制の改善を施策に明記すべきである。	第3-2-(2)イの記述のとおり、経営基盤の強化に向け、金融や税制上の措置等を講じてまいります。特に、創業間もない林業経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑化を図ることとしており、引き続き金融機関等に対する林業金融制度の周知に努めてまいります。
第3-2-(3)人材の確保、育成及び定着	林業労働者の定着に関する問題において、その離脱要因を究明し対策を示すことは、人材育成・労働力確保策の実効性を高める上で重要である。賃金水準の底上げとともに、将来展望を持つキャリアパス整備を推進する必要がある。事業者に対する人件費支援策の拡充、直接所得補償制度の導入も検討すべき。	林業従事者は長期的に減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、関係府省連携の下、その確保及び育成とともに、林業への定着を図ることが必要です。このことから、第3-2-(3)の記述のとおり、指導者や伴走者として活躍できる現場管理責任者等の育成の強化や組織マネジメント等の経営スキルを持つ人材の育成を進めていく考えです。また、林業経営体の経営基盤及び経営力の強化や生産性の向上を進めることとしております。また、林業従事者の所得向上に向けては、第3-2-(4)アの記述のとおり、技能の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進することとしています。
第3-2-(3)人材の確保、育成及び定着	外国人材の受入れについては、これまでの外国人研修生に対する人権問題や労働条件・労働安全確保問題等を過去形にすることなく、育成就労制度への円滑な移行を図りつつ、適切な運用と国内労働者の処遇改善や人材育成(技能・育成体制)に関する施策の具体化に向けた対策を講じるべきである。	林業における外国人材の受入れについては、第3-2-(3)等の記述のとおり、国内人材確保等に取り組むつつ、育成就労制度や特定技能制度による外国人材の円滑な受入れが可能となるよう環境整備を推進してまいります。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	林業事業者の多くは中小・零細であり、生産性向上による賃金改善や自助努力による処遇等の改善には限界がある。現場作業従事者に5年・10年後の労働諸条件を設定し、目標管理を設定する等の仕組みを取り入れつつ、体系的な人材育成とあわせ、政策的に就業条件の改善を図るべきである。 また、若年層の参入促進及び定着の観点から、処遇改善の見える化やキャリアパスの明確化、好事例の共有等について、引き続き推進されることを期待する。	第1-3-(1)の記述のとおり、林業経営を担う主体は、森林所有者や森林組合、民間事業者に加えて、異業種から林業へ参入した者など多様化しており、現場の取組状況や関係者の声を把握し、施策を展開することとしています。 第3-2-(4)アの記述のとおり、キャリアに応じた昇給等の実現が重要であり、技能検定制度等により林業従事者の技能の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進することとしており、各施策の実施にあたっては、好事例の収集・共有を進め、若年層を含む誰もが働きやすい職場環境の整備を進めていく考えです。 御意見の趣旨を踏まえ、第3-2-(4)イ 処遇等の改善において、「また、キャリアに応じた昇給等の実現が重要であり、段階的かつ体系的な人材育成と併せて、技能検定制度等により林業従事者の技能の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進する。」と追記します。
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	急傾斜地など危険な環境で高度の技術が求められる林業職を、「公共工事設計労務単価」の職種に位置づけることで経済的地位を明確にすべきである。	森林整備事業の労務単価については、国土交通省及び農林水産省が実施している公共事業労務費調査に基づく公共工事設計労務単価を適用しており、各地域の実際の賃金支払い実態を踏まえたものとしています。作業毎の現場実態などを反映したものとなるよう、必要に応じ順次工程等の見直しに取り組んでいく考えです。
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	労働安全対策の強化について、多くの林業事業者では、記載されている事項はほぼ実施されているが、遠隔操作・自動運転機械等の開発や実装はコスト面等の問題から取り組めていない。 また、林業従事者については、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものになっており、これが労働災害の多さにつながっている。 20年前と比べて高性能林業機械や安全装備の普及などにより、どれだけ減ったかわかるような表現と、さらに減らすためには国を挙げて遠隔操作や自動運転装置の開発に取り組むことが必要である。また、導入コストに見合った事業収入が無ければ、それらの機械は普及しないのではないか。	林業の死傷年千人率については、これまでの関係者の努力等により、第1-1-(2)エの記述のとおり、令和2年の25.4から令和6年の23.3に減少している旨を記載しています。 第3-2-(4)イの記述のとおり、関係者が一丸となって労働安全対策を強化していくこととしており、安全衛生装備や装置の効果的な導入等を推進するとともに、関係府省等との連携の下、地域の労働災害発生状況を踏まえ、その原因に応じた取組を重点的に実施する等と実施してまいります。 また、第3-2-(4)アの記述のとおり、重筋作業が多く、労働負荷が高く厳しいことを受け、スマート林業技術の開発・実装や、衛生施設の整備等を推進することとしています。 加えて、導入コストに見合った事業収入の確保に向けて、第3-2-(4)アの記述のとおり、林業経営体の生産性及び収益性の向上を促進するとともに、合理的な価格形成も図られるサプライチェーンの構築に向けた取組を進める考えです。
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	現行の延長線上にある対策では、災害の根絶は困難である。国は、災害原因の徹底的な分析・検証に基づき基本計画の内容に留まらない「新たな労働安全政策」を立案・展開し、発注者責任の明確化や安全設備導入への支援を拡充すべきである。	労働安全対策の強化については、第3-2-(4)イの記述のとおり、他産業での災害防止対策も参考にするとともに、関係府省、都道府県、関係団体等との連携の下、地域の労働災害の発生状況を踏まえ、その原因に応じた取組を重点的に実施することとしており、今後必要となる施策について検討していく考えです。
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	林業労働者の労働条件の現状と課題は山積しており、地域林業の実情に立脚した「林業雇用改善等推進会議」での課題検討と改善策の提案は重要である。	都道府県労働局と連携して、林業雇用改善等推進会議の開催等を通じて、労働安全対策を強化していくことが重要であると認識しています。
第3-3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	森林と山村は「都市の安全装置」という観点を明示し、都市における木材利用が「安全装置」を維持するという互恵の文化を、社会の隅々まで醸成することが肝要と考える。	第3-3の冒頭の記述のとおり、木材産業等が、地域経済の維持及び発展に大きく寄与し、林業の持続的かつ健全な発展並びに森林の適正な整備及び保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、流通及び加工の合理化や、木材需要拡大等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととしています。また、第3-3-(6)の記述のとおり、木材利用に関する消費者等の理解の醸成に向け、子育ての取組を推進することとしています。
第3-3-(1) 強靱な国産材サプライチェーンの構築	需給情報や価格情報の関係者間における共有の促進に資する仕組みの整備について検討を進めるとともに、再造林コストの価格内包、標準原価の公表、適正取引の法制化の推進が必要ではないか。また、サプライチェーンの構築に当たり、クリーンウッド法のコンセプトを利用すべきではないか。 誰もが良質な住環境を享受できる、弱者保護の視点を持った透明性の高い市場形成を求める。	第3-3-(1)の記述のとおり、地域の核となる者が原木流通のコーディネーターとなるよう、ICTの活用による情報伝達等を推進するとともに、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直し等を進めることとしています。あわせて、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応し、クリーンウッド法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ることとしています。さらに、第3-4-(4)の記述のとおり、国有林の立木販売結果の公表を通じ、各地域での立木価格の相場観の形成に寄与していくこととしています。
第3-3-(2) 国産材の供給力強化	地場の製材工場にとって、JASの認証取得や運用の費用負担が大きいため、費用負担の軽減に向けた施策を記載すべきである。	第3-3-(2)イの記述のとおり、製材工場間等の連携によるJAS製品の供給体制の構築や、認証業務における省人化や認証の合理化等を進めることとしており、これらの取組は費用負担の軽減にも資すると考えています。
第3-3-(2) 国産材の供給力強化	「木材加工流通施設については、再造林等の森林資源の保続に係る取組状況等を踏まえ整備を図る」は、具体的に何を意味するのか。一律かつ過度の負担とならないよう十分な配慮が必要ではないか。	地域の資源量や再造林に向けた体制など、施設の規模に応じた原木の安定的かつ持続的な調達が可能であるかを確認した上で、整備を図るといった趣旨で記載しています。運用に当たっては、都道府県等とも連携し地域の実情に応じた十分な配慮に努めます。
第3-3-(2) 国産材の供給力強化	本計画案は、「建築用材の需要拡大」に偏っており、大径化したスギ等に対応できていない。大径材は既存の製材ラインに乗りこく、バイオマスに流れるリスクがある。また、物理的なストックによる市場価格の安定化や緊急時供給の具体策が必要である。高品質な国産材利用には乾燥が不可欠だが、乾燥コストの低減や大規模乾燥拠点の整備計画が不明瞭である。 このため、熱化学還元処理を全国に導入すべきである。これにより、大径材の細胞レベルでの改質を行い、腐朽に強く寸法安定性の高い高付加価値の木材の創出を図る。また、公的にストックを行う乾燥・備蓄センターを整備すべきである。さらに、熱化学還元処理等した木材による炭素貯蔵量をKPIIIに加えるべきである。	御意見のとおり、大径材の高付加価値利用や、乾燥技術の開発、ストック機能の強化は重要であると認識しています。このため、第3-3-(3)ウの記述のとおり、大径材や広葉樹材等の内装材等としての活用のための技術や製品の開発等を推進するとともに、木塚等の外構部への防腐木材など高耐久製品の活用を図る考えです。さらに、第3-3-(2)の記述のとおり、人工乾燥機等の施設整備を進めるとともに、木材の備蓄にも資するよう、製品保管庫等の整備によるストック機能の強化を図ることとしています。 なお、炭素貯蔵量はKPIIとして設定していませんが、地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)では、2040年度の森林吸収量を7,200万t-CO2とする目標を掲げており、これには伐採木材製品による炭素貯蔵量も含まれています。第4-1の記述のとおり、森林・林業基本計画は、地球温暖化対策計画等に掲げる施策との調和を保ちながら推進していくこととしています。 御意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-3-(2) 国産材の供給力強化	ナラ材が高騰し、広葉樹利用に対する機運が全国的に高まりつつあることから、広葉樹に関する記載を充実させるべきである。	第3-3-(2)ウの記述のとおり、里山林の整備に伴い生産される広葉樹材等の活用に向け、需要側と供給側が集うプラットフォームを設立し、利活用に関する情報提供やサプライチェーンの構築を促すこととしています。さらに、当該施策の有効性を評価するため、第2-4のとおり、「国産広葉樹の製材・合板用材利用量」をKPIとして設定しています。
第3-3-(3) 都市の木造化等の促進	建築物木材利用促進協定について、協定締結がゴールではないため、「協定の締結を推進し、事業者等の取組を拡大する。」と修正すべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 あわせて、民間建築物の木造化・木質化については、同法に基づき、幅広い事業者等と国又は地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結等を推進し、事業者等の取組の拡大を図る。
第3-3-(3) 都市の木造化等の促進	国産材利用促進に向け、非住宅・中高層建築物及び森林土木分野での利用拡大、公共建築物等の木造化及び内装等の木質化を一層推進するとともに、最も普及している木造軸組構法の低層住宅における横架材の国産材率向上に向けた具体的施策を講じるべきである。	第3-3-(3)の記述のとおり、非住宅・中高層建築物及び土木分野等での木材利用拡大、公共建築物の木造化・木質化を一層推進する考えです。また、低層住宅の横架材については、現状でも国産材が利用可能なものはその利用方法を普及するとともに、国産材を利用しにくいものは、部材の強度を高める商品開発、設計手法の確立等を推進する考えです。さらに、第3-3-(2)イの記述のとおり、需要者が求める品質性能の確かな国産材製品の供給を推進することとしています。
第3-3-(3) 都市の木造化等の促進	大阪・関西万博で使用されたCLTの処分方法がないことを踏まえると、CLTの推進は進めるべきでない。	万博で使用された木材は、可能な限りリユース・リサイクルすることとされており、特に日本館に使用されたCLTパネルについては、公募によって決定した地方公共団体・民間企業(CLT再利用パートナー)によって再利用される予定です。なお、木材利用の促進に向けては、CLTだけでなく、製材、合板、集成材など様々な部材の開発等を進めていくこととしています。
第3-3-(3) 都市の木造化等の促進	森林及び木材の環境貢献の見える化について、国民及び企業の理解の促進に資する観点から、分かりやすい指標の整備や情報発信の充実を図るべきである。また、「見える化」という表現は曖昧であり、適切な単語に置き換えるべきである。	第3-3-(3)アや第4-2の記述のとおり、SHK制度による森林の二酸化炭素吸収機能や木材利用の環境貢献の定量的評価を促すとともに、木材製品の二酸化炭素等排出量原単位の整備等を進めていくこととしています。さらに、こうした取組を進めるため、「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス」(令和8年3月林野庁策定)等により、合法的に伐採された木材であることを示す情報、森林経営計画制度等に基づく情報、森林認証制度の情報等を川下までつなぐことにより、持続的な森林経営から生産された木材であることを示す取組を推進する考えです。 なお、「見える化」は、数値等により可視化するという意味で使用しており、経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)など、複数の閣議決定文書で使用されている表現です。
第3-3-(4) 木材等の輸出促進	EU森林破壊防止規則(EUDR)への対応や、国際的なESG調達の強化を踏まえると、木材製品の輸出を拡大していくためには、森林認証への対応強化が重要ではないか。	第3-3-(3)アの記述のとおり、「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス」(令和8年3月林野庁策定)等により、合法的に伐採された木材であることを示す情報、森林経営計画制度等に基づく情報、森林認証制度の情報等を川下までつなぐことにより、持続的な森林経営から生産された木材であることを示す取組を推進することとしており、こうした取組は、持続可能性を求める海外市場への輸出拡大にも資すると考えています。
第3-3-(5) 木質バイオマス利用	木質バイオマス発電事業者に対し、森林資源の保続・持続的利用の寄与することを旨とした自主行動規範の策定を促すとともに、自主行動規範を策定している素材生産事業者等との連携など再造林の促進に寄与する仕組みを確立するべきである。	FIT法に基づく固定価格買取制度では、木質バイオマス発電について複数の価格区分を設定しており、認定団体から認定を受けた素材生産事業者等が適切に分別管理・証明を行い、発電事業者まで証明書を連鎖させていく仕組みとしています。また、木質バイオマス発電所のFIT・FIP認定に際しては、都道府県林務部局が地域における森林資源の保続を確認することとしています。こうした仕組みの適切な運用等を通じて、第3-3-(5)イの記述のとおり、森林資源の持続的利用を図っていく考えです。 御意見を踏まえ、第3-3-(5)イ エネルギー利用において、「木質バイオマス発電事業に関して、FIT・FIP制度における事業計画認定に伴う事前確認については、都道府県林務部局が、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続を確認する。あわせて、引き続き発電事業者と燃料材供給者との連携を図る。」と修正します。
第3-3-(5) 木質バイオマス利用	政府として取り組むことを記すべき基本計画に、「都道府県林務部局が…確認する。」と記載するのは適切ではないか。	御意見を踏まえ、第3-3-(5)イ エネルギー利用において、「木質バイオマス発電事業に関して、FIT・FIP制度における事業計画認定に伴う事前確認については、都道府県林務部局により、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続の確認がされるよう取り組む。」と修正します。
第3-3-(5) 木質バイオマス利用	木質バイオマス発電所の整備等に当たっては、都道府県だけでなく林野庁も含め、燃料材の安定調達について配慮すべきである。	第3-3-(5)イの記述のとおり、FIT・FIP制度における事業計画認定に伴う事前確認については、都道府県林務部局が、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続を確認することとしています。この際、林野庁において、都道府県林務部局が付した意見等も踏まえ、発電事業者による燃料材の安定調達や既存事業者への影響の観点から発電事業者の燃料調達計画の確認を行っているところです。また、FIT・FIP認定を取得したバイオマス発電事業者に対して、令和7年5月19日に、「バイオマス発電事業者における認定事業計画に基づく事業実施について(注意喚起)」が発出されているところであり、認定された事業計画に基づいて燃料を調達するよう、引き続き、資源エネルギー庁と連携し対応してまいります。
第3-3-(5) 木質バイオマス利用	熱利用だけでなく、地域と連携し、地域の資源を活用する小規模な木質バイオマス発電についても、推進の対象とすべきである。	第3-1-(9)アの記述のとおり、未利用材等の熱利用等による地域内エコシステムの構築等により、林業・木材産業の成長発展を通じ、地域内の経済循環を推進することとしています。 また、第3-3-(5)イの記述のとおり、地域内エコシステムの構築等により、エネルギー変換効率等の高い熱利用や熱電併給について地域内での利用を推進することに加え、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、事例の普及、燃料品質の向上等を通じて燃料材の安定的かつ効率的な供給を目指すこととしています。
第3-3-(5) 木質バイオマス利用	エネルギー利用に適した早生樹や広葉樹の育林手法等の実証については、木材の高付加価値利用や長期的な炭素固定といった観点で十分に担保されなくなる懸念があるため、推進すべきでない。	第2-3のとおり、木材利用量の目標において、建築用材等を大きく増加させることとしており、この目標達成に向けて取り組んでいく考えです。また、第3-3-(5)イの記述のとおり、木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、カスケード利用や未利用材の活用を基本とし、燃料の供給元としての森林資源の持続的利用を図ることが重要としています。一方で、第1-3-(1)の記述のとおり、我が国の森林・林業・木材産業の現場は多様性に富んでおり、地域の農林業との調和が図られる場合、エネルギー利用を前提とした育林等も、選択肢として排除されるものではないと考えています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-3-(5)木質バイオマスの利用	燃焼時に発生する灰の処理負担が大きいことから、灰の有効利用の実証を支援すべきである。	燃焼灰の有効利用を促進するため、木質バイオマスエネルギー利用施設整備への支援において、燃焼に伴い生じる灰等を肥料、土壌改良材等として有効活用する取組に対して優先採択しているところです。
第3-3-(6)木育等を通じた消費者等の理解の醸成	木育の推進のため、教育分野の関係者との連携を図ることを明記すべきである。また、学校教育における木育を推進するため、学校関係者が注目するような記載が必要である。	第3-3-(6)アの記述のとおり、文部科学省等との連携を充実させるとともに、特に学校教育等における体験学習を含む教育プログラムの充実等を推進することとしています。
第3-3-(6)木育等を通じた消費者等の理解の醸成	木育や森林環境教育における、参加者の安全確保について明記すべきである。	教育等を含む各種計画等も踏まえつつ、それらに基づき安全の確保を図ってまいります。
第3-3-(6)木育等を通じた消費者等の理解の醸成	国産材利用の推進に向け、違法伐採対策を進めるとともに、義務化も含め、合法性に関する情報の川下までの伝達を確保すべきである。	違法伐採対策については、第3-3-(6)ウの記述のとおり、クリーンウッド法に基づき木材関連事業者によるリスクに応じた合法性の確認を推進し、川下への情報伝達等の取組の徹底を図ることとしています。
第3-3-(6)木育等を通じた消費者等の理解の醸成	「ウ 合法伐採木材等の流通・利用促進」は、「ウ 持続可能な木材・合法伐採木材等の流通・利用促進」と修正のうえ、持続可能に管理され、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を明らかにする旨記載してはどうか。	当該箇所は、第1種木材関連事業者に対して伐採に係る合法性確認の義務付け等を措置したクリーンウッド法に基づく取組について記載することとしていることから、標題については計画案のとおりとします。また、合法伐採木材には、林地開発許可制度に基づく林地転用(1ha超等)や伐採造林届出制度に基づく林地転用(1ha以下等)から産出される木材も含まれ、これらは森林の更新を伴わないことから、記載内容についても計画案のとおりとします。
第3-3-(7)林産物の輸入	国内産業保護や輸送エネルギー削減のためにも、外国からの輸入を止めて、国産材を国内で循環させる仕組みを構築すべきである。	WTO協定といった国際的な枠組み等を踏まえると、日本の木を優先的に使うことを義務化することは困難ですが、第3-3の記述のとおり、木材加工流通施設の整備や国産材比率が低位な部材等での利用促進、木育等を通じた消費者等の理解の醸成などにより、国産材の供給及び利用を促進していく考えです。また、第3-3-(3)アの記述のとおり、輸送エネルギーも含めた建築物のLCCO2の評価に関する制度の導入の検討に併せ、木材製品の二酸化炭素等排出量原単位の整備や、製造時二酸化炭素等排出量の削減を進めることとしています。
第3-4 国有林野の管理及び経営に関する施策	国有林野事業については、公益重視の管理経営と地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、国が責任を持って一元的に管理経営を行うとともに、組織機構の充実を図り、現場管理機能の強化・充実等を図ること。また、樹木採取権制度については、国有林の管理経営に影響を生じさせることなく、地域の林業事業者の育成整備に資する制度運用とするべきである。	第3-4の記述のとおり、国有林野については、国自身が責任を持って一元的に管理経営するとともに、全国的な組織・技術力や豊富な森林資源を活用した民有林支援等を通じ、地域の森林・林業施策の課題解決をリードしていくこととしており、こうした取組に対応できるよう必要な組織・要員を確保しつつ、適切かつ効率的な管理経営を行う考えです。また、第3-4-(3)の記述のとおり、樹木採取権制度については、一定期間、安定的に伐採から造林事業まで含めて事業量を確保できるという特徴を踏まえ、林業経営体の経営安定に資するよう活用を進めて行く考えです。その際、国有林野の管理経営に支障が生じないよう適切に制度の運用を図る考えです。
第3-4 国有林野の管理及び経営に関する施策	国が発注する森林整備事業については、一般競争入札による価格競争の中で、域外の事業者が受注するケースも見られ、地元事業者の事業量の確保の課題の一つにもなっている。このため、地域の森林整備の実施については、当該地域の林業経営体が優先的に事業実施の選択権(優先権)を取得できる仕組みづくりが必要と考える。加えて、事業の広域化に伴い、遠方の事業地の事業実施にかかる費用のかり増しなど、事業者の収益性の向上に向けた課題もあることから、実態に見合った経費を適切に確保できることが重要である。以上の課題を克服し、林業事業者の育成を促進していくために、林業事業者からの意見・要望等を聞きとり対策を講じるなど、開かれた国有林の具体化と地域貢献を重要施策とした管理運営に徹すること。それを可能とする、要員・組織の充実を図ること。	国有林野における森林整備事業の発注においては、企業の事業実績や地域への貢献等を評価する総合評価落札方式を活用しているところです。これに加えて、第3-4-(3)の記述のとおり、国有林野事業においては、林業経営体の経営安定に資するよう、またまった事業発注等に加え、伐採時期等について、林業経営体の裁量が大きい、立木販売の拡大を図ることとしています。その際、事業者の規模に応じた事業量が確保できるよう、樹木採取権制度や造林事業付きの立木システム販売を活用することとしています。また、第1-2-(2)カの記述のとおり、木材に係るコスト構造など、持続可能性を確保した木材に関する情報等を共有し、相互理解を醸成することを通じ、合理的な価格形成を促進していくこととしています。さらに、第1-3-(1)の記述のとおり、現場の取組状況や関係者の声を常に幅広く把握し、それらを踏まえることにより、現場の多様性を生かした森林・林業・木材産業の発展が図られるよう施策を展開することとしています。
第3-4 国有林野の管理及び経営に関する施策	当時1兆円残された債務残高が年々増えているので、林野には伐らなくてもいい木を伐って売り出している。国に債務残高を全部この際ゼロにしてもらい、国有林野の有する公益的機能の維持増進のみを仕事としてほしい。公益的機能の維持増進をすることで、温暖化防止、水源涵養機能の増加、土砂崩れや土石流の防止となって、入っていきたくなくなるような美しい森林、生物多様性のある見た目も美しく美味しい食べ物もある森、人間の豊かな生活に寄与してくれる森ができてくるので、やり甲斐があると思う。	国有林野については、「国有林野の管理経営に関する法律」において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を第一に管理経営を行うこととされています。その上で、第3-4の記述のとおり、国有林野の管理及び経営については、激化する山地災害への対応はもとより、生物多様性の保全を始め、林業・木材産業の持続性を高めていくことが施策上の大きな課題となっていることから、森林の有する公益的機能の発揮と森林資源の循環利用に向けて、マクロ的な視点から、多様で健全な森林がバランス良く配置されるよう取り組むとともに、山地の防災・減災に向けて、林地保全に配慮した森林施策を進めるほか、重要かつ緊要度の高いインフラ施設周辺や河川上流域等における治山対策を計画的に推進する考えです。
第3-4 国有林野の管理及び経営に関する施策	「国民の森林」を円滑に管理経営していく為に、国民に情報を発信をするだけでなく、自然保護団体などのメンバーを活用すべきである。	国有林野については、第3-4-(5)の記述のとおり、国民の多様な意見の把握に加え、多様な主体と連携した国民参加の森林づくりに取り組む考えです。
第3-4-(5)開かれた「国民の森林」としての管理経営	「緑の回廊」の整備対象を民有林に拡大し、国有林・民有林を一体とした広域的な生態的回廊のネットワーク形成を計画に明確に位置付けてほしい。広域流域ごとに生態的回廊の配置計画を策定し、回廊の連続性を確保するための民有林所有者への支援措置(保安林指定・整備補助等)を講じることを計画に明記してほしい。「民有林と国有林が連携して」という記述を、面積目標・実施主体・スケジュールを伴う具体的な施策として再構成することを求める。	第3-1-(5)ア(ア)の記述のとおり、国有林と民有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の厳格な保護管理、それらの森林の連続性確保等に取り組むこととしており、これまでに引き続き、国有林と民有林が連携した緑の回廊の設定に取り組んでまいります。
第3-5-(1)デジタル技術の活用	スマート林業、林業DXを推進を加速化することを国が主導して推進する必要がある。デジタル技術の活用への推進に向けた導入支援や活用事例の整理及び共有、現場への円滑な実装に向けた支援策の具体化について、更なる検討がなされることを期待する。	第3-5-(1)の記述のとおり、レーザ計測等により取得した森林関連情報については、森林クラウド等による共有と高度利用を図るとともに、森林経営活動の円滑化、行政事務の効率化や適正化、民間における多様なサービスの創出等を促進するため、オープンデータ化を推進するとともに、関係者が一体となって、地域全体でデジタル技術の有効活用に取り組むデジタル林業戦略拠点の構築を進め、林業DXを推進していく考えです。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-5-(1) デジタル技術の活用の推進	書面による行政等手続きはデジタル化を妨げており、業務の効率化を遅らせている。行政等による手続きのDX化を強力に推進する必要がある。	補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した申請や検査業務を推進するほか、デジタルツールによる電子化等を図ることとしています。
第3-6 団体に関する施策	「緑の少年団」「林業研究グループ」「NPO等」「関係団体等」といった民間団体の記載があることから、森林組合以外の団体についても、団体のあり方、団体と行政等との連携のあり方などについて記載すべきである。	「6 団体に関する施策」は、森林・林業基本法第28条「団体の再編整備」に基づく記載となっております。同条で定められている「森林及び林業に関する団体」とは、森林組合が相当し、その「効率的な再編整備につき必要な施策」とは、具体的には、森林組合系統の組織の再編整備、事業基盤の強化といった取組の促進が該当するため、森林組合に関連する内容のみの記載となっております。
第3-6 団体に関する施策	小規模な森林所有者等と連絡をとるのが難しく、集約化することが難しく非効率になっている現状があり、森林組合が主体となってこうした民間がやりにくい業務に取り組んでほしい。	第3-6の記述のとおり、森林組合については、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営を担う役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献するとともに、これらの取組を通じて森林所有者の森林への関心を高めていくことが重要です。このため、森林経営管理制度の推進を含む市町村等と連携した森林管理体制の確立、循環型林業の確立、木材販売力の強化等の取組を促進することとしています。
第4-1 各種計画等との調和	「生物多様性国家戦略(2023-2030)」の内容は森林・林業基本計画(案)の生物多様性保全に関する様々な施策とも直接紐づくものであるため、「生物多様性国家戦略(2023-2030)」も明記すべきである。	第4-1の記述のうち、記載している計画名は例示であり、「生物多様性国家戦略 2023-2030」(令和5年3月閣議決定)についても「等」の中に含まれておりますが、第1-1-(3)アに、「生物多様性国家戦略 2023-2030」について記載していることから、御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月閣議決定)、「地球温暖化対策計画」、「環境基本計画」(令和6年5月閣議決定)、「生物多様性国家戦略 2023-2030」等
第4-1 各種計画等との調和	森林・林業施策を地方創生の一つとして位置づけ、関係部局との連携枠組みや地域政策との統合の方向性を明確にするため、「地方創生総合戦略」を追加すべきである。	第4-1の記述のうち、記載している計画名は例示であり、「地方創生に関する総合戦略」(令和7年12月閣議決定)についても、「等」の中に含まれております。
第4-3 効果的かつ効率的な施策の推進	林業施策・補助制度・研修等の情報を各林業事業体へ確実に届ける仕組みを整備すべきである。	施策の周知にあたっては、第4-3の記述のとおり、関係府省、地方公共団体による連携や情報共有を図るとともに、デジタル媒体を始めとする複数の手法を効果的に組み合わせた広報活動等を推進してまいります。 なお、農林水産省では、補助金や融資等について、逆引き事典を公表しておりますので、ご利用ください。 <a href="https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input/?domain=R">https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input/?domain=R</a>
第4-3 効果的かつ効率的な施策の推進	EBPMの観点から、分かりやすさとともに根拠に基づいた合理的な趣旨・内容であることを示す必要があることから、「根拠に則った合理的で分かりやすい表現等を用い、森林・林業・木材産業関係者等の理解に努める」としてはどうか。計画内にデータや科学的根拠について本項目に記載し、計画全体においてEBPMが意識されることが必要である。	EBPMの観点については、第2-1の記述のとおり、成果指標(KPI)を設定することにより、その検証等と施策の見直しを行うPDCAサイクルを実践し、目標の着実な達成を図ることとしており、データや科学的根拠に基づいて施策を推進していく考えです。
第4-4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	林業の再生という名目で、将来的に国民に新たな税負担やコストを強いるような「後出しジャンケン」的な政策決定は断じて受け入れられない。計画の段階で、コストの全容を透明化し、一部の事業者のためではなく、汗水たらして働く国民一人ひとりの生活を守るためのインフラとして、森林を位置づけるべきである。	森林は、木材等の生産機能のみならず、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成等の多面的機能を有し、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。 第3-1-(10)アの記述のとおり、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備を進めるために創設された森林環境譲与税について、国民の理解が深まるよう、活用事例の横展開を図り一層の有効活用を促すとともに、取組成果の一層の情報発信に取り組むこととしています。 また、第4-4の記述のとおり、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からの経費縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図ることとしています。
第4-4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	「従来の予算を見直し」とあるように、事業の縮小や改廃を想定していることから、事業の終え方について望ましい終え方やそのために必要な方策を計画内で示してはどうか。	財政措置については、第4-4の記述のとおり、厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からの経費縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図ることとしています。個々の事業の縮小や改廃については、基本計画を踏まえつつ、毎年度の予算編成作業を通じて検討してまいります。
第4-4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	目標・施策と予算措置を紐づけて可視化し、補助制度が現場の施策選択や計画目標の達成にどのような影響を及ぼしたのかを評価軸として明確化するなど、施策効果の検証と従来の予算見直しについての具体的なプロセスを明示すべきである。	第2-1の記述のとおり、目標達成に向けて取り組むべき具体的な施策について、その有効性を示すための成果指標(KPI)を設定することにより、その検証等と施策の見直しを行うPDCAサイクルを実践し、目標の着実な達成を図る考えです。こうした施策効果の検証等を踏まえ、従来の予算を見直すなど、効果的な施策の実施を図ってまいります。
第4-4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	林業機械の大型化や高性能機械の導入がなされる中、事業体の保持率は低い。成熟期にある人工林の伐採に当たっては、長伐期施業とするゾーンを造成しながら木材生産すべきである。計画に基づく、事業実行に際しては林野事業の「予算拡充」が必要である。	人工林について、第2-2-(4)イ(イ)アの記述のとおり、木材等生産機能の発揮と水源涵養機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じて間伐の繰り返しによる伐期の延長や植栽による確実な更新を図ることとしています。 また、林業機械の導入に当たっては、購入やリースに対して支援しており、共同利用する林業機械の取得等に対しても補助や資金の貸付を実施しているところ、今後も林業経営体の経営基盤強化に向けて必要な措置を講じていくこととしております。 なお、財政措置については、第4-4の記述のとおり、厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からの経費縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図ることとしています。

## 森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全般	全体を通じて、維持・拡大についての記載はあるが、縮小・撤退に関する記載が無く(又は、極めて少なく)、問題である。様々な活動や集落等を含めたインフラの維持について、維持・拡大のみならず合理的な判断として機動的に、および/または、大規模に縮小・撤退するという選択肢があり得ること、それを行うべき背景や判断基準などを書き込むべきである。	まがきの記述のとおり、林業・木材産業は、都市・地方を問わずあまねく全国各地で行われており、所得の確保、就業機会の創出、定住の促進等を通じて経済社会の維持及び発展に寄与する極めて重要な産業です。また、森林は水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。 近年、環境に配慮した企業経営を求める気運やウェルビーイングへの関心が高まる一方で、激甚な山地災害や大規模な林野火災、クマによる人身被害等の新たな危機が生じていることを踏まえれば、森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりを着実に進めることが重要と考えています。 こうしたことから、「森の国・木の街」の実現に向け、関係者が将来に希望を持って新たな取組に挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていくこととしています。
全般	再造林を確保して持続的な木材供給を実現するためには、協議を適切に行わない代金額決定の禁止、適切な請負契約の義務化、再造林を確実に実施する取引協定の締結、造林・保育支援の拡充と路網整備の加速化、林業労働者の安全確保・担い手確保の推進を図る等、こうした対策を一体的に講じるため、新たな法令等を制定すること。	再造林の確保等に向け、林業経営体に対しては、第3-2-(2)エの記述のとおり、業務に関する法令順守、伐採と造林に関する自主行動規範の策定、森林所有者に対する伐採後の再造林の提案や書面契約の締結等を促すこととしています。 また、造林・保育については、第3-1-(2)の記述のとおり、造林の省力化・低コスト化や労働負荷軽減の推進、適切な間伐等の推進に取り組むとともに、路網整備については、第3-1-(4)の記述のとおり、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等において重点的に路網の開設等を進めることとしています。 加えて、人材の確保や林業従事者の労働環境改善に向けては、第3-2-(3)や(4)の記述のとおり、「緑の雇用」事業や、労働安全の確保に向けた林業経営者と林業従事者双方の意識改革の徹底等に取り組むこととしています。 これらの施策を総合的かつ計画的に講じていく考えです。
全般	基本計画は閣議決定される計画であり、政府全体として取り組む内容を定めるものである。このため、現行以前の基本計画では、他府省との関連が薄い、林野庁が単独でたてた計画や指針、通知等はそのまま引用しないように配慮し、必要により指針等の名称ではなく内容を記されてきたものと考えている。今回も、この従前の原則を逸脱しないよう配慮すべきと考える。	森林・林業・木材産業関係者等の理解に資するよう、指針や戦略等について具体的な名称とその策定年がわかるように記載しております。
全般	全般に唐突で詰め込みすぎの感じが強く、国のビジョンが不明瞭に感じる。また、森林・林業基本計画と全国森林計画の始期を合わせることで、都道府県の負担・行政コストを大きく削減できると考えるため、2年後に出すことも検討してはどうか。	今後の業務の参考にさせていただきます。
全般	高齢化が進み、かつての山の知恵を知る人々が失われる今こそ、地域単位で水、食糧、エネルギーを確保できる身の丈に合った森林利用を国が支援すべきである。100年後の孫の世代が、その土地の水を飲み、その土地の恵みで生きられる自立分散型の社会基盤を森林計画の核に据えるべきである。	第1-3-(1)の記述のとおり、現場の多様性を生かした森林・林業・木材産業の発展が図られるよう施策を展開する考えです。 これらの取組により、水源涵養機能を含めた森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る考えです。
全般	反対である。森林の保安は国がすべきである。	適正な森林の整備及び保全を図るため、森林法に基づく森林計画制度や保安林制度等において、国と地方公共団体が適切な役割分担の下、取組を進める考えです。 また、国土の保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布する国有林野については、国自らが責任を持って一元的に管理経営をすることとしています。
全般	「持続可能性を確保した木材」は「持続可能性が確保された木材」の方が良いのではないかと。	森林・林業基本計画(案)では、「持続可能性を確保した木材の供給」という形で木材を供給する側の視点で記載しており、森林経営計画の作成等、持続可能性を確保するための取組を行った木材という意味で使用しています。
全般	「木材の利用拡大」などと記載されている部分は、全て「持続可能な木材の利用拡大」などと修正すべきである。	第1-2-(2)カの記述のとおり、環境に配慮した企業経営等への意識の高まりから、持続可能性を確保した木材への関心が高まっていること等の情勢変化を生かし、強靱な国産材サプライチェーンを構築していくこととしており、持続可能性を確保した木材の利用を拡大していく考えです。
全般	無駄なことに税金を注ぎ込むべきではなく、反対である。	各般の施策を推進していくためには、関係者が一体となって努力するだけでなく、国民の幅広い理解を得る必要があります。このため、木育や森林環境教育等を通じて、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を効果的に発信し、国民一人一人の理解を促進することにより、森林を社会全体で支えていこうという行動変容につながる気運を醸成していく考えです。

全国森林計画(変更案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>I-1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p>	<p>林業適地の条件に「集落からの距離が近い」ことを挙げていますが、林業における路網整備や皆伐は、地形変化による山地災害の発生リスクを高める場合があるため、林業活動によって山地災害が発生した場合には、人命にかかわる被害が発生しやすいことが懸念される。</p> <p>第1表の「山地災害防止機能／土壤保全機能」にある「山地災害の発生する危険性が高い集落に近接した森林」は「林業適地である」と解釈することができるため、このままの案では問題がある。</p> <p>林業適地の条件としては、「集落からの距離が近い」ことよりも「傾斜が緩い」というような条件を取り上げる方が適切であるので、林業適地に関する記述の修正を提案する。</p>	<p>効率的に森林の整備及び保全を進めるためには、傾斜等の自然条件だけでなく、施業地までの到達のしやすさの指標となる車道や集落からの距離といった社会的条件も、林業適地の判断に当たって重要な要素となると考えています。その上で、山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を期待する森林では、伐採に当たり皆伐の回避等を図ることとしています。</p> <p>具体的には、森林・林業基本計画(案)の第3-1-(7)アの記述のとおり、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出防備保安林等に適切に指定するとともに、木材等生産機能の発揮と山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林については、第2-2-(4)イ(イ)の記述のとおり、自然条件等に応じて伐期の延長や帯状又は群状の伐採等による皆伐の回避を図ることとしています。</p> <p>また施業の具体的な指針となる全国森林計画(変更案)においては、II-1-(1)の記述のとおり、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要を集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えんとするとともに、第5表の記述のとおり、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進することとしています。</p>
<p>I-1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p>	<p>再造林の推進に当たっては、近年、鹿害の拡大、防護資材価格の上昇、労働力不足等により、造林・保育コストが大きく上昇している現状への配慮が重要と考える。</p> <p>現行の再造林施策やコンテナ苗、一貫作業システム等の推進方向は重要である一方、森林の成立状況については、地域条件や天然更新の状況も踏まえ、一定の広葉樹侵入や針広混交的な成立も含めた柔軟な視点が必要ではないかと考える。</p> <p>特に、下層植生を一定程度残した方が鹿害抑制につながる事例も多くみられ、一律的な保育管理ではなく、地域実態に応じた森林更新のあり方について、現場知見を踏まえた整理が望まれる。</p> <p>また、植栽木が集団で枯損した場所に天然広葉樹が侵入し、結果として針広混交的な森林へ移行する事例もみられる。こうした森林は、生物多様性の確保や森林レジリエンス向上の観点から一定の意義を持つ可能性もあり、近年政府が進めるネイチャーポジティブや多様な森林づくりの方向性にも一定程度合致するものと考えられる。</p> <p>さらに、欧州で広がるContinuous Cover Forestry(連続被覆林施業)のように、天然更新や混交化を活用しながら森林被覆を維持する施業も広がっており、森林レジリエンスや生物多様性向上の観点から注目されている。</p> <p>そのため、再造林の継続性を確保する観点からも、植栽木の保存率については、高い数値のみを一律に求めるのではなく、地域条件や天然更新の状況も踏まえた柔軟な視点が重要と考える。</p> <p>例えば、一定程度保存率が低下した場合であっても、天然広葉樹の侵入によって針広混交林へ移行し、結果として生物多様性や森林レジリエンスの向上につながる事例もみられる。また、造林・保育コストの低減によって再造林の継続性や再造林率の向上につながる可能性もある。</p> <p>今後は、ネイチャーポジティブや多様な森林づくりの方向性とも整合を図りつつ、現場実態を踏まえた幅広い評価が重要と考える。</p>	<p>森林の整備及び保全の基本的な考え方としては、I-1の記述のとおり、現況が人工林のうち、林業適地にあるものについては多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、植栽による確実な更新を行うとともに、林業適地以外にあるものについては侵入広葉樹の活用による針広混交林化等を進めることとしています。</p> <p>その上で、森林の整備に当たっては、II-1の記述のとおり、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえた取組を推進するとし、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残等に努めることとしています。なお、同指針においては、取組手法例として「植栽木の生育を阻害しない範囲で侵入した広葉樹を保残する」や「植栽に必要な最小限の刈り払いや整理にとどめる」等を示しています。</p>
<p>I-2 森林の整備及び保全の目標</p>	<p>南四国及び九州における「特に人口の集中した都市が形成されている九州北部の上流の水源地においては、針広混交林化等による天然林への移行を推進する。」との記載について、九州南部において伐採が進み再造林までを考えると生産の伸びが鈍化すると思われる中で、北部九州は木材の供給力を強化しなければならない。将来に向けて人工林はスギやヒノキでの再造林として欲しい。地場の林産を活発化させ維持するためにも、施業後に広葉樹が混在する針広混交林ではなく100年後も木材生産ができるような施業を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>森林の整備及び保全の基本的な考え方については、I-1において、現況が人工林のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い人工林として維持し、林業適地以外にあるものについては、針広混交林化等により天然林へ移行することとしています。その上で、I-2では、各広域流域の自然的・経済的・社会的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮して特に留意すべき事項を記述しています。I-2(7)では、南四国及び九州の各広域流域について、人工林を維持する施業を積極的に行う上で、「木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保、長伐期化等を推進する」としており、九州北部地域もこれに含まれます。それに続く「特に人口の集中した都市が形成されている九州北部の上流の水源地においては、針広混交林化等による天然林への移行を推進する」との記述は、林業適地以外における取組として記述したものであり、九州北部地域の人工林においても、林業適地については、伐採後には植栽による確実な更新を行い、健全な森林資源の維持造成を推進することとしています。</p>
<p>II-1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p>	<p>標準伐期の定義が変わっており、温帯域における長伐期施業の最新学説にシフトすることが次世代のための基準と考える。森林施業プランナーテキスト(令和7年度版)には、「最新の学説によると…日本が属する温帯域では成熟段階になっても成長が最大となつてそのまま維持され、老齢段階で自然攪乱によって成長が低下する説が示されています。これが正しければ、木材収穫を目的とした場合でも伐期は成熟段階に行うのが合理的です。つまり、通常伐期よりも長く森林を育てる長伐期施業は収穫効率の面でも合理的であると言えます。」とある。</p> <p>長伐期施業が合理的のであれば、標準伐期を変更するべきであり、全国森林計画から見直すべきである。</p>	<p>立木の標準伐期については、II-1の記述のとおり、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとしており、地域の実情に合わせて市町村森林整備計画で定めることとしています。</p> <p>また、II-1の記述のとおり、伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定し、多様な伐期による伐採に努めることとしており、長伐期も含めた多様な伐期による伐採を推進しています。</p>

全国森林計画(変更案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
II-1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	大規模植栽後に技術的予見を超えた病害虫被害が発生した際の行政責任および損害賠償の法的スキームを明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、病害虫被害については、Ⅲ-3-(1)の記述のとおり、病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるとしています。なお、II-1の記述のとおり、森林の生物多様性の保全を図る観点から、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散等に努めることとしています。
II-1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	「エリートツリー」等の特定品種への依存など、「森林の単一化・規格化」に繋がる施策が生態系に及ぼす影響を考慮すべきである。また、ゲノム技術導入に伴うリスク管理体制を明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、I-1の記述のとおり、現況が人工林の内、林業適地にあるものについては植栽による確実な更新を行いこれを維持する一方で、林業適地以外にあるものについては侵入広葉樹の活用等を進めることとしており、また植栽に当たっては、II-1-(3)アの記述のとおり、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて樹種を選定することとしています。こうした取組を含めて多様な森林づくりを推進していくと考えており、特定品種への依存を進めるものではありません。なお、林木育種の施策の推進にあたっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づいた適切な対応に加え、将来にわたって林木育種を進めるため、国立研究開発法人森林研究・整備機構第6期中長期計画に基づき、幅広い遺伝的変異を確保する基盤として次世代化に必要な育種素材や希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を収集していく考えです。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	集落毎の山づくりの理念が木材生産機能と公益的機能の調和を支えて、事業量の確保と地域の実行能力を育てることが可能となることから、集落毎の説明会を通じて、住民が安心して暮らせる地域としての山づくりの方針を定めて「市町村森林整備計画」につなげるべきである。	全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、地域森林計画や市町村森林整備計画等は、そうした事項も踏まつつ、地域の実情を踏まえて策定されるものです。なお、市町村森林整備計画の樹立や変更にあたっては、森林法に基づき、学識経験を有する者等の意見を聴くとともに、計画の案を公告・縦覧し、地域の住民も含め意見を聞くこととなっています。また、II-4-(2)では、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について森林経営管理制度等を活用することとしています。令和7年の森林経営管理法改正により、地域の関係者と話し合い、集約化の経途となる集約化構想を作成する新たな仕組みが創設されています。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	森林経営管理制度による所有者不明土地への裁定および経営権の集約化が、憲法第29条(財産権)を実質的に担保できているか整理すべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(2)の記述のとおり、森林の集積・集約化については、森林経営管理制度等を活用して進めるとしています。なお、森林経営管理法に定められた所有者不明森林に係る特例措置では、経営管理権の設定にあたり、現に経営管理が行われていない森林を対象として、不明森林所有者の探索を行い、さらに2ヶ月間の公告を行って異議を述べた機会を設けた上で、都道府県知事による裁定を経るなど、幾層もの慎重な手続を踏むこととしています。また、森林の経営管理が行われることで森林の有する多面的機能が回復し、結果として森林所有者にも裨益することや、立木の伐採や木材の販売に際して不明森林所有者が得るべき金銭を供託することとしていることなどから、憲法第29条に違反するものではないと考えています。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	「航空レーザー計測」等による境界確定のプロセスにおいて、現地調査を伴わない行政判断が私有財産権を侵害した場合の法的救済構造を明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(2)の記述のとおり、森林の適正な整備及び保全を図る観点からも、森林境界の明確化など条件整備を推進することとしています。なお、リモートセンシング等を活用した森林境界の明確化に当たっては、私有財産権を侵害しないよう、森林境界を推測した図面について隣接する双方の森林所有者の確認を得た上で森林境界を整理することとしています。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	経営体への集約化判断における客観的評価指標を明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(2)の記述のとおり、森林の集積・集約化については、森林経営管理制度等を活用して進めるとしています。森林経営管理制度では、市町村が森林所有者の意向等を踏まえて、森林の経営管理に必要な権利の設定について判断することとなります。また、林業経営体への森林の集積・集約化については、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる等の要件に適合する者を都道府県が公募・公表した上で、その中から公正な方法により選定した林業経営体に対して、経営管理に必要な権利を設定することとなります。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	今後、AIやデジタル技術の活用が一層進むであろうことに鑑みれば、データの機械可読性を確保することは喫緊の課題である。地番データの存在する林地を対象に、筆ごとにデータカタログを作成し、オープンデータとすることで、AIやデジタル技術の活用に備えることにも対応できる方が望ましい。	オープンデータ基本方針(平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、オープンデータについては機械判読に適したものと定義されているところであり、森林資源情報等のオープンデータ化についても同指針を踏まえた取組が行われるよう推進していきます。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	「スマート林業」の導入に伴い、現場の労働環境や技能継承がデジタルデータ管理下に置かれる際、個人の尊厳を損なう選別が行われないための評価指標を明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(4)の記述のとおり、労働安全の確保と生産性の向上、労働負荷の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化等に向け、スマート林業技術の開発や実装を進めることとしています。また、人材の確保、育成及び定着に向けては多様な人々が活躍することができるよう、環境整備を図っていく考えです。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	GX(グリーン・トランスフォーメーション)を目的とした森林の評価において、目に見えない環境の多様性や地域文化が切り捨てられないための評価指標を明らかにすべきである。	全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、第1表のとおり、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を定めています。なお、地球環境保全機能を含む、森林の有する多面的機能に関しては、森林・林業基本計画(案)の第3-1-(9)ウの記述のとおり、森林の整備及び保全が森林の機能に及ぼす効果に関する定量的な把握手法の調査等を推進することとしています。

## 全国森林計画(変更案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
II-4 森林施業の合理化に関する事項	国有林を「先端技術の実証フィールド」と位置づけ、特定の技術体系を先導的に導入するとの判断は、一部の民間企業や投資資本の利益に偏ることなく、真に国民全体の利益に資するものであるべきである。また、先端技術を国有林に導入する際の倫理的・科学的判断プロセスを明らかにすべきである。	全国森林計画は、民有林・国有林を含めた全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、II-4-(4)の記述のとおり、スマート林業技術の開発や実装を進めることとしています。 なお、全国森林計画(変更案)において、国有林を先端技術の実証フィールドと位置づける旨の記載はございませんが、国有林では、地域の森林・林業施策の課題解決に資するよう、森林・林業基本計画(案)の第3-2-(2)ウの記述のとおり、先進的な技術の実証や普及等を通じて、生産性等の向上など林業経営体を育成し、望ましい林業構造の確立に貢献していく考えです。当該技術の国有林の導入可否については、実証等の結果を踏まえて判断する考えです。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	森林情報のクラウド化およびオープンデータ化において、航空レーザー計測等によって取得された詳細な国土データの所有権・利用権に関する法的スキームを明らかにし、情報が特定の民間企業や外資に独占されないためのリスク管理体制を明らかにすべきである。また、これら国土情報の運用は、国・自治体の統制下で行われ、海外へ流出・利用を防ぐべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(2)の記述のとおり、森林クラウド等を活用した森林所有者情報等の提供や、森林資源情報等のオープンデータ化を推進することとしています。 森林クラウドシステムについては都道府県が主体となって、林野庁の補助事業の成果を基に作成された「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」や「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」を踏まえて導入・運用されています。 またオープンデータ化については、官民データ活用推進基本法に基づき、国又は地方公共団体が、自らが保有するデータについてオープンデータとして公開を行うものです。その公開に際しては、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することによるリスクが想定される情報を除いた上で、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるようにオープンデータ化に取り組む考えです。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	「林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用」について、共同利用は民民の話であり、国や地方公共団体が推奨する話ではないと思われる。	林業経営体の経営基盤強化を図るため、共同利用も含めた林業機械の利用体制の整備について、行政による取組の促進が必要と考えています。なお、共同利用する林業機械の取得等を対象とした補助や資金の貸付を実施しており、林業経営体の経営基盤強化に向けて今後も必要な措置を講じていくこととしております。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	50年生以上の大径スギ・ヒノキを有効活用するため、熱化学還元処理による大径材の超高性能化、大規模乾燥・戦略的備蓄拠点の整備、木材備蓄による価格安定と災害対応力の強化を計画に組み込むべきである。	II-4-(5)の記述のとおり、木材加工・流通体制の整備に当たっては、国産材の供給力強化に向け、地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況等を踏まえつつ、製品保管庫等の整備によるストック機能の強化や人工乾燥機の導入を含めた「木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化」、大径材の増加と内装材等の需要に対応できる施設整備を含めた「付加価値の高い製品の供給」に取り組むこととしています。
III-1 森林の土地の保全に関する事項	林地開発許可基準に、太陽光発電に加えて風力発電を含む全ての大規模開発について、野生動物の移動経路(生態的回廊)への影響評価を必須要件として追加し、生息地の連続性を著しく損なう開発を不許可とする基準を設けるべきである。中国山地の花こう岩地帯や中央構造線沿いで再エネや道路建設に伴う環境破壊からより厳正な保護を進めるべきである。	III-1の記述のとおり、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととしており、風力発電施設の設置に当たっては、森林の公益的機能の発揮との調和が図られるように適切に対応していく考えです。また、森林の土地の保全については、保安林制度の適切な運用を図るほか、林地開発許可制度を厳正に運用することとしており、第4表の(3)に記述する、破砕帯又は断層線にある箇所等は、森林の土地の保全に特に留意することとしています。
III-2 保安施設に関する事項	保安林台帳全国統合データを整備し、地番付きで林地筆ポリゴンで公開することが望ましい。	保安林台帳については、各都道府県にて電子化の取組が進められているところであり、引き続き、取組が進むよう促してまいります。 また、森林資源情報等のオープンデータ化については、オープンデータ基本方針(平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)を踏まえた取組が行われるよう推進していきます。
III-3 森林の保護等に関する事項	熊被害対策は防護対策を優先し、費用と人員を要する割に根本解決につながらず生態系への影響も大きい捕殺は最終手段と位置付けるべきである。野生動物の移動抑制にもつながる里山の利活用と人為活動の活性化や奥山の生息環境の改善に取り組むべきである。	野生鳥獣による森林被害の防止については、III-3-(2)の中で、シカ等の個体数の増加により甚大な森林被害が生じており、捕獲等の積極的な推進が必要な野生鳥獣も含めた森林被害の防止に関する対策を記述しています。 その中で、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備に向けた針広混交林化や広葉樹林化等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を適切に推進することと併せ、野生鳥獣の移動抑制にもつながるよう、林業の活性化や地域住民による里山林整備活動の促進など里山における人為活動を活性化させるとともに、緩衝帯の整備を推進することとしており、この対象にはクマも含まれています。
III-3 森林の保護等に関する事項	災害時の協定を結び、地番図や林道・作業道、林業機械の利活用することは林野火災による森林被害の「減災」にも貢献する。	林野火災による森林被害の防止について、III-3-(3)の記述のとおり、火入れの制度の周知など林野火災に係る広報・啓発の強化や、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めるとともに、被災森林の早期復旧、土砂流出防止対策等を行うこととしており、災害時の協定締結も促進していく考えです。
全般	森林資源の管理・運営を特定の国際的評価指標(TNFD等)やデジタルプラットフォームの最適化に依存させる判断が、国土の根幹たる森林に対する国民の主権的関与を損なうものでないか明らかにすべきである。	全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めています。なお、森林の整備及び保全については、森林法に基づく森林計画制度や保安林制度等により進めることとしており、特定の国際的評価指標等に依存させるものではありません。
全般	特定の育成者権や知的財産保護を優先する森林施策が、地域住民が歴史的に享受してきた森林の多面的機能を不当に制限し、憲法第13条(幸福追求権)および第25条(生存権)が保障する「豊かな環境を享受する権利」と矛盾しないことを明らかにすべきである。	全国森林計画は、施業等の指針となる計画であり、II-4-(3)の記述のとおり、森林の整備及び保全のために必要な林業に従事する者の養成及び確保等について記載しています。なお、森林は多面的機能を有しており、地域住民をはじめ国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であることから、こうした機能が持続的に発揮されるよう施策を推進しています。

## 全国森林計画(変更案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全般	<p>全国森林計画の変更と農地保全施策との関係について、以下を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法に基づく「全国森林計画」と農地法に基づく農地保全施策が、同一の土地(耕作放棄地等)において競合した場合の法的優先順位</li> <li>・農地中間管理機構(農地バンク)が管理する土地の運用において林野行政(林野庁)と農政(農村振興局等)の判断が乖離しないための政治的・組織的統制構造</li> <li>・「農地バンクで集約した農地は原則農地である」という公的判断が、本計画案における森林整備区域の拡大や集約化プロセスにおいてどのように維持・尊重されているか</li> <li>・「原則農地」とされた土地を森林計画に組み込む際の判定基準及び土地所有者への説明プロセス</li> <li>・一度森林整備が行われた後に、再度農地として復元することを希望した場合の責任所在と費用負担のあり方</li> </ul>	<p>全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めています。</p> <p>なお、全国森林計画は、森林法第4条第1項に基づき、同法第2条第1項に定める森林について定めるものであり、農地法に基づく農地については対象としていません。</p> <p>このため、全国森林計画の変更により、「森林法に基づく「全国森林計画」と農地法に基づく農地保全施策が、同一の土地(耕作放棄地等)において競合」することはなく、「農地中間管理機構(農地バンク)が管理する土地の運用において、林野行政(林野庁)と農政(農村振興局等)の判断が乖離」することはありません。また、「農地バンクで集約した農地は原則農地である」という公的判断」に影響を与えることはありません。</p> <p>なお、復旧困難な荒廃農地については、森林・林業基本計画(案)において、農林地の適正な管理及び利用を図る施策として、早生樹植栽等を促進していくこととしています。</p>
全般	<p>本計画案が定める画一的な量的目標が、各地域固有の自然的・社会的条件を優先すべき地方公共団体の自律的判断権を不当に制約していないか明らかにすべきである。</p> <p>また、「全国森林計画」の変更が、地方自治法が定める国と地方の「対等・協力」の原則、および自治体が独自に制定する森林関連条例(森林保全条例等)の効力にどのような影響を及ぼすか明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めています。森林計画制度においては、森林に関する施策は我が国の経済社会の要請ないし動向に対応したものでなければならないとの考えに基づき、全国森林計画に即して、都道府県知事が「地域森林計画」をたてることとされています。一方で、各地域の自然的社会的経済的特性に対応するため、都道府県と調整を図ることは重要であり、全国森林計画の策定及び変更に当たっては、森林法第4条第8項の規定のとおり、都道府県知事の意見を聴くこととなっており、その際に計画量を含めて意見を提出できることから、地方公共団体の取組を不当に制約するものではないと考えます。</p> <p>地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるので、全国森林計画の変更により、森林関係条例の効力に影響を及ぼすものではありません。また、地方自治法に定める地方公共団体との基本的関係に影響を及ぼすものではありません。</p>
全般	<p>国の策定した数値目標を達成するために、地方交付税や森林環境譲与税等の財政措置が「行政指導」の道具として機能し、地方自治体の独自の政策立案を事実上支配する構造となっていないか明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、地域森林計画や市町村森林整備計画等は、そうした事項も踏まえつつ、地域の実情を踏まえて策定されるものです。</p> <p>なお、地方交付税や森林環境譲与税は、人口等の客観的基準に基づいて地方公共団体に配分される地方固有の財源であり、その使途については地方公共団体に裁量があることから、ご指摘のような構造とはなっていないと考えています。</p>
全般	<p>国の計画への「適合義務」を背景とした地方への施策導入が、地域住民の意思決定(住民自治)を形骸化させ、地方参政権の意義を損なう結果を招かないか明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、地域森林計画や市町村森林整備計画等は、そうした事項も踏まえつつ、地域の実情を踏まえて策定されるものです。全国森林計画に即して都道府県知事がたてる地域森林計画については、地域住民等の意見を踏まえた計画となるよう、森林法第6条第1項に基づき公告・縦覧をするとともに、同条第2項に基づき意見を申し立てることができることとされています。</p> <p>また、全国森林計画の策定及び変更に当たっては、森林法第4条第8項の規定のとおり、都道府県知事の意見を聴くこととなっており、その際、日頃の地域住民からの意見も踏まえて意見が提出されると考えられることから、地方参政権の意義を損なうことにはならないと考えています。</p>
全般	<p>地域の生態系や地質的リスクに基づき、自治体が国の計画(主伐促進等)と異なる判断を下した場合、国がそれをどのように評価し、許容するのか明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めているものであり、地域森林計画や市町村森林整備計画等は、そうした事項も踏まえつつ、地域の実情を踏まえて策定されるものです。全国森林計画の変更に当たっては、森林法第4条第8項の規定のとおり、都道府県知事の意見を聴くこととなっていることから、全国森林計画は都道府県知事の意見も踏まえた形で策定されることとなります。</p> <p>その上で、都道府県知事がたてる地域森林計画については、森林法第6条第5項各号に基づき農林水産大臣に協議等を行うこととされており、その中で全国森林計画に即した計画となっているかを確認することとなります。</p> <p>なお、全国森林計画においては1-2の記述のとおり、針広混交林化等による天然林への移行や適切な間伐の実施等、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとしています。</p>
全般	<p>国有林野事業における「公益的機能の維持」と、デジタルデータに基づく「資産価値(クレジット創出等)」の追求が衝突した場合の法的優先順位を明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、民有林・国有林を含めた全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めています。なお、全国森林計画(変更案)において、国有林野の管理経営に関する記載はございませんが、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律第3条に定められている通り、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることを目標として取組を進める考えです。</p>
全般	<p>国有林の運用変更が国会や地域住民の関与から乖離していないかを明らかにすべきである。</p>	<p>全国森林計画は、民有林・国有林を含めた全国の森林について森林の整備及び保全に関する基本的な事項等を定めています。なお、全国森林計画(変更案)では、国有林野の管理経営の運用に関する記載はございませんが、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画等について国民の意見を照会しており、また、毎年度、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、林政審議会の意見を聴き、その意見とともに公表をしています。</p> <p>引き続き、国民のニーズを捉えた国有林の管理経営をしていく考えです。</p>